

# 保育部会 常任委員会

日時：令和6年11月5日（火）午後3時～5時

会場：たかつガーデン 地下2階 アジサイ

---

- ・ 部会長挨拶

## 《協議題》

1. 大阪府からの報告について …資料 1
2. 中央情勢について …全保協ニュース
3. 子どもの権利擁護のための周知啓発について
4. 【議決事項】 令和6年度保育部会第一次補正予算（案）について…資料 2
5. 保育士等キャリアアップ研修  
（マネジメント／保健衛生・安全対策） …資料 3
6. 調査研究委員会からの報告
7. 地域貢献事業推進委員会からの報告 …資料 4

8. 大阪府保育士会からの報告 …資料 5

9. 各市・ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

10. その他

- ・閉会挨拶

(常任委員会進行輪番表)

				今回	次回
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和6年12月4日(水) 午後3時～5時  
たかつガーデン 地下2階 「アジサイ」

※日程・会場にご注意ください

2025年大阪・関西万博

大阪の子どもたちをご招待します

# 行こうよ! 万博へ!



特設ページをチェック!

詳しくは  
こちら!▶



お住まいの市町村や  
年齢によって  
配付内容が異なります。



大阪・関西万博  
公式キャラクター  
ミャクミャク

©Expo 2025

大阪の子どもたちを2025年大阪・関西万博にご招待!

## 次代を担う大阪の子どもたちに、 2025年大阪・関西万博入場券(チケットID)を配付します!

世界160ヶ国を超える国々の英知が結集される大阪・関西万博。  
最先端の技術・サービス等に直接触れる体験を重ね、将来に向けて夢と希望をたくさん感じよう!

受付期間 **2024.9/13** (金) ▶ **2025.9/30** (火)

### 申請方法

各家庭等からの申請に基づき特設Webサイト内の申請フォームからの申し込みで、  
大阪府配付分として対象者1人につき入場券(チケットID)を1枚配付。  
さらにお住まいの市町村や年齢によっては、同じ申請フォームから追加で  
市町村配付分の入場券(チケットID)を申請できます。

**申請手続は、原則、保護者が行ってください。**

※子どもが児童福祉施設等へ入所されている場合は、施設長等からの申請となります。

#### 申請の流れ

- 1 申請サイトにアクセスし、メールアドレスを登録します。
  - 2 登録メールアドレスにURLが届きます。
  - 3 メールに記載のURLより申請者情報登録に進みます。
  - 4 配付対象者の情報を登録します。
  - 5 申請完了!  
概ね6営業日以内にチケットIDがメールで届きます。
  - 6 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会HPで万博IDを作成します。
- 万博IDと紐づけて会場へGO!

#### 配付対象者と配付券種

**大阪府配付分**  
申請日において府内に居住し、  
2025年4月1日時点で①～③のいずれかに該当する人。

#### 子ども招待1日券

- ① 満4歳・満5歳の幼児
- ② 府外の小・中・高等学校等に通学する児童・生徒
- ③ 高等学校等に在学しない満15歳～17歳の人

#### 市町村配付分

お住まいの市町村によって異なります。

※大阪府内の小・中・高等学校等に通学している児童・生徒に対する万博会場への招待は、学校教育活動の一環として、府教育庁から各学校へ案内しております。  
ただし、市町村配付分の対象となる場合がありますので、市町村配付分の要件は特設Webサイトよりご確認ください。

#### 特設Webサイトについて

配付対象者の詳細・申請の流れ・入場券(チケットID)と万博IDとの紐づけ方法等を掲載しています。また、大阪府配付分とは別に、市町村配付分について、各市町村の配付要件や入場券(チケットID)の種類などもわかりやすく掲載しています。

詳細は  
こちら!



大阪府万博子ども招待コールセンター

06-7526-3090

時間：平日の9時から18時まで(12/29から1/3を除く)

- 2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という）が定める団体規約に基づき、販売事業者を通じて団体予約をすることが可能。
- 団体予約は、団体規約に定める学校団体区分適用範囲（保育園（認可・無認可を問わない）等）の施設であれば可能。
- 団体予約の詳細（適用範囲や予約方法等）については、協会公式HPをご確認いただくか、販売事業者にお問い合わせください。

団体予約を行うことにより

○引率教員・職員は、無料チケットの利用 ○団体予約 ○団体休憩所の予約 などが可能となります。

### 協会公式HPから一部抜粋

#### ■学校団体割引券について

2025年日本国際博覧会団体規約に定める学校団体区分適用範囲に示される学校、学校に準じる施設の生徒・児童・幼児が、学校長・施設長の承認のもと、本協会の指定する学校団体証明書を事前に提出し、教職員に引率されて同時入場する場合、学校団体割引券を購入できます。詳しくは、販売事業者へお問い合わせください。

※海外からの学校団体も、同様に本協会が指定した学校団体証明書の提出が必要です。

※学校長・施設長が申請し、本協会が承認した教員・職員は、無料チケットを利用できます。

#### ー前期学校団体割引券についてー

学校団体が、2025年4月13日（開幕日）から2025年7月18日までに1回、同時入場可能な入場チケットです。

高校生（2,000円）/中学生・小学生・園児（1,000円）

#### ー後期学校団体割引券についてー

学校団体が、2025年7月19日から10月13日までに1回、同時入場可能な入場チケットです。

高校生（2,400円）/中学生・小学生・園児（1,000円）

#### 販売事業者一覧

日本国内販売事業者（団体のお取り扱いあり）は、令和6年10月13日時点で、計37社。  
具体の事業者名については、公式HPからご確認ください。

協会公式HP 販売事業者一覧ページへは以下の二次元コードより遷移できます。



団体予約時に、自治体配付分として保護者等に配付している入場券(チケットID)も使用することが出来ます。

## 第5次大阪府子ども読書活動推進計画(仮称)策定のための調査について

令和6年11月5日(火)

大阪府教育庁市町村教育室地域教育振興課

### 1 大阪府子ども読書活動推進計画

大阪府では、子どもの読書活動を推進するため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「読書計画」を策定してきた。現行の4次計画は令和3年3月に策定され、概ね5年間を目標時期としている。

そのため、次期計画を令和7年3月末までに策定することを目標とし、今年度、計画策定の調査を実施、次年度、計画策定作業を進めていく予定にしている。

### 2 調査目的

「第5次大阪府子ども読書活動推進計画(仮称)」策定にあたり、子ども・保護者の読書に対する意識や習慣、府内の学校や市町村図書館等における子どもの読書活動推進の取組み状況等のうち、全国学力・学習状況調査等の既存調査では把握できない項目を調査し、大阪府の課題の把握・分析を行う。

### 3 調査対象

児童・生徒・保護者については、対象が多数となるため抽出調査とする。対象学年は翌年度の全国学力・学習状況調査(4月実施)と同一学年となるよう、また、受験等への負担を考慮し、下記の学年とする。

学校・図書館については、悉皆調査とする。

① 国立・公立・私立の小・中・高・支援学校(義務教育学校を含む)の児童生徒

(対象学年:小学5年生、中学2年生、高校2年生)

② 保護者(①の児童生徒の保護者)

③ 国立・公立・私立の小・中・高・支援学校

④ 公立・私立幼稚園(認定子ども園を含む)

⑤ 公立・民間保育所(認定子ども園を含む)

⑥ 公立図書館(分館、公民館図書室を含む)

⑦ 社会教育施設(公民館(⑥を除く)、公民館類似施設、青少年教育施設)

### 4 スケジュール

日程	関係機関(悉皆調査)
12月上旬	電子メールにて、調査依頼状・調査票(QRコード付き)を市町村保育・教育主管課へ送付
12月上旬	市町村保育・教育主管課から、公立幼稚園・こども園、公立・民間保育所(認定こども園含む)へ調査依頼状・調査票(QRコード付き)を送付
1月中旬 (1/24)まで	QRコードにて実施後、随時調査結果が地域教育振興課に届く

### 5 調査内容

別紙参照

※調査票については、現在調整中のため、内容を変更する場合があります。

令和6年度大阪府子ども読書活動に関するアンケート調査(幼・保・こ)(案)

**I)えほんコーナー等の設置について**

1. えほんコーナー(えほんが読めるスペース)を設置していますか。

ア:設置している

イ:設置していない

2. えほんは何冊程度配置していますか。

ア:●●冊(数字を記入してください)

イ:把握していない

**II)保護者を対象にした読書活動推進の取組み**

3. 保護者を対象にした読書活動推進の取組みを行っていますか。

ア:行っている

イ:行っていない

4-①. 1で「ア:行っている」と回答した場合は、取組みの内容について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:絵本の読み聞かせ講座

イ:おすすめ絵本の紹介

ウ:おすすめ絵本のリストの作成・配布

エ:家庭への絵本の提供

オ:家庭への絵本の貸出

カ:読書の記録ノートの推奨

キ:その他

4-②. 「その他」と回答した場合は、具体的な取組み内容について記入してください。

5-①. 1で「イ:行っていない」と回答した場合は、その理由について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:予算的な余裕がない

イ:時間的な余裕がない

ウ:人的な余裕がない

エ:どのような内容を実施してよいのかわからない

オ:保護者が絵本の読み聞かせの効果などを十分に理解している

カ:保護者の要望がない  
キ:その他

5-②.「その他」と回答した場合は、具体的な理由について記入してください。

### Ⅲ)職員以外による子ども読書活動推進の取組みについて

6. 職員以外による子ども読書活動推進の取組みを行っていますか。

ア:行っている  
イ:行っていない

7-①. 3で「ア:取組みを行っている」と回答した場合は、その取組みの実施者について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:保護者  
イ:公立図書館司書  
ウ:読書ボランティア  
エ:その他

7-②.「その他」と回答した場合は、具体的な実施者について記入してください。

8-①. 3で「ア:取組みを行っている」と回答した場合は、その取組みの内容について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:絵本の読み聞かせ  
イ:ストーリーテリング(おはなしの語り)  
ウ:パネルシアター  
エ:紙芝居  
オ:その他

8-②.「その他」と回答した場合は、具体的な取組み内容について記入してください。

9-①. 4で「イ:行っていない」と回答した場合は、その理由について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:職員の取組みが充実している  
イ:取組みの実施者との日程の調整が困難  
ウ:その他

9-②.「その他」と回答した場合は、具体的な理由について記入してください。

#### IV)公立図書館との連携について

10. 公立図書館との連携を行っていますか。

ア:行っている

イ:行っていない

11-①. 8で「ア:行っている」と回答した場合は、連携内容について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:団体貸出

イ:図書配送システム

ウ:移動図書館

エ:司書の派遣(読み聞かせ等)

オ:公立図書館見学

カ:図書やイベント等の情報共有

キ:レファレンス

ク:リサイクル図書

ケ:その他

11-②. 「その他」と回答した場合は、具体的な連携内容について記入してください。

12-①. 8で「イ:行っていない」と回答した場合は、その理由について、当てはまるものをすべて教えてください。

ア:公立図書館が遠い

イ:時間的な余裕がない

ウ:人的な余裕がない

エ:連携するための方法がない

オ:公立図書館が教育保育施設との連携を実施していない

カ:絵本ルームや絵本コーナーが充実している

キ:職員の要望がない

ク:読書ボランティア等と連携して読書環境の充実に努めている

ケ:その他

12-②. 「その他」と回答した場合は、具体的な理由について記入してください。

13. 今後「公立図書館」に望む連携内容について、教えてください。(例:デジタルライブラリーの開設)

第26回  
大阪保育子育て人権研究集会

記念講演

保育を変えるのは大変なこと！

子ども主体の保育へのチャレンジ  
～子どもの声なき声に耳を傾けることから～

講師 <sup>せのお まさのり</sup> 妹尾 正教 氏  
(社会福祉法人仁慈保幼稚園 理事長兼統括園長)

日時

2024年12月1日(日)

10:00~16:30

全体会 10:00~11:30 (大ホール)

分科会 13:00~16:30 (各会議室・研修室等)

会場

寝屋川市立市民会館

参加費

2,000円<大阪府内の市町村> (大阪市を除く)

4,000円<大阪市・他府県>

学生：1,000円



<主催>

第26回大阪保育子育て人権研究集会実行委員会

河北ブロック(寝屋川市、大東市、枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市)

大阪府、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、八尾市、吹田市、大阪府市長会、大阪府町村長会

<後援依頼組織(予定)>

大阪府教育委員会・大阪市教育委員会・堺市教育委員会・高槻市教育委員会・東大阪市教育委員会・八尾市教育委員会、吹田市教育委員会・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・社会福祉法人大阪市社会福祉協議会・社会福祉法人堺市社会福祉協議会・社会福祉法人高槻市社会福祉協議会・社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会・社会福祉法人豊中市社会福祉協議会、社会福祉法人八尾市社会福祉協議会・社会福祉法人吹田市社会福祉協議会・一般社団法人大阪市私立保育連盟・一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟・一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会・一般財団法人大阪府人権協会・認定NPO法人児童虐待防止協会・NPO法人おおさかこども多文化センター・河北ブロック市の教育委員会、社会福祉協議会



# 研究集会ご案内



26 回目を迎える大阪保育子育て人権研究集会。4 年間のコロナ禍を経てやっと、今年度は一堂に会し、共に学びあえる研究集会の開催となりました。本研究集会は「児童の最善の利益の尊重」「人権を大切に育てる保育」に向けて、行政・園・関係組織が課題を共有しようというねらいで積み重ねられてきました。それはとりもなおさず、子どもや保護者の現状に立ち 1994 年日本が批准した「子どもの権利条約」、1997 年の厚生省通達「人権を大切に育てる保育について」、さらに保育所保育指針等から実践を振り返り保育の質を高めていこうというものです。

本研究集会では、いま注目されている「子ども主体の保育」について、記念講演と分科会実践報告から学びあいましょう。

9:15	10:00	11:30	12:30	13:00	16:30
受付	開会	記念講演	休憩	分科会 受付	分科会 閉会

**保育を変えるのは大変なこと！**

## 記念講演

## 子ども主体の保育へのチャレンジ ～子どもの声なき声に耳を傾けることから～

「主体性を尊重した保育」という言葉がよく聞かれるようになりました。「子どもが自らしていることを見守る保育？」「保育者が願いを持って働きかけることはダメなの？」 まだまだ実践の場では悩むところが多いテーマです。

鳥取県米子市で 97 年の歴史があり、現在は東京でも 3 園を運営している仁慈保幼稚園。設定保育中心でみんなに同じ目標で同じことをさせてきた保育に疑問を持ち、子どもの目線に立った保育を創っていこうと、22 年前に大きく方向転換。一人一人の興味や関心に注目し、「いま何を考えているの？」「何をおもしろいと思っているの？」から出発し、保育形態、保育環境、保育観の共有を創りだしてこられました。

保育を 180 度変えるのは大変な労力を要します。育児担当保育、異年齢保育を柱に子どもたちの成長の姿を職員、保護者、地域の方々としっかり共有し、学校につなげてこられた子ども主体の保育へのチャレンジに学びましょう。



## 講師 妹尾 正教

(社会福祉法人仁慈保幼稚園 理事長兼統括園長)

### 《プロフィール》

2001 年より、仁慈保幼稚園（鳥取県米子市）の園長に就任。未来へのシズンシップや主体的な教育の有り様を考え、自園の保育方針を 180 度転換し「探求し続ける保育者集団」を形成できるよう実践を重ねてきた。現在は、仁慈保幼稚園（米子市）の他、多摩川保育園（東京都大田区）、世田谷仁慈保幼稚園、世田谷代田仁慈保幼稚園（東京都世田谷区）の 4 園の統括園長と法人理事長を務め、運営と保育の質向上の両面を行う。

### 《主な著書》

「非認知能力をはぐくむ仁慈保幼稚園の環境づくり」(Gakken)「ドキュメンテーション・ポートフォリオ・ウェブ・対話 保育の質を支える仁慈保幼稚園のツールたち」(Gakken)



# 分科会



第1分科会	<p>仲間関係を育てる① ～安心できる関係・居場所をつくるために～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●友だちを意識できる活動内容や環境設定と保育士の関わり</li> <li>●大人が意図的にグループをつくる際のタイミングとポイント</li> </ul> <p>○実践報告： 寝屋川市立たんぼぼ保育所</p> <p>○助言者： 服部敬子（京都府立大学）</p>	<p>寝屋川市</p> <p>1階 小ホール 定員：95名</p>
第2分科会	<p>仲間関係を育てる② ～幼児の仲間づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての子どもが主役になるクラス運営って！</li> <li>●子ども同士の思いの伝え合いってどう進めるの</li> </ul> <p>○実践報告： 交野市立あさひ認定こども園</p> <p>○助言者： 卜田真一郎（常磐会短期大学）</p>	<p>交野市</p> <p>4階 研修室 定員：50名</p>
第3分科会	<p>子どもの主体性を育む保育内容・環境・援助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●3歳児の心が動く保育内容・環境とは</li> <li>●一人ひとりの思いや違いを踏まえた保育者の援助とは</li> </ul> <p>○実践報告： 門真市立砂子みなみこども園</p> <p>○助言者： 長瀬美子（大阪大谷大学）</p>	<p>門真市</p> <p>2階 第1会議室 定員：120名</p>
第4分科会	<p>認定こども園のあゆみ ～幼保一体化に向けた保育の工夫～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育者間の協働</li> <li>●保育内容の見直し</li> <li>●保護者との連携</li> </ul> <p>○実践報告： 大東市立北条こども園</p> <p>○助言者： 長谷範子（名古屋女子大学短期大学部）</p>	<p>大東市</p> <p>3階 講義室 定員：70名</p>
第5分科会	<p>支援・配慮の必要な子どもと共に育つ保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども理解をどのようにしていくか</li> <li>●職員間の共通理解の持ち方</li> </ul> <p>○実践報告： 守口市立にじいろ認定こども園 守口市立外島認定こども園 守口市立あおぞら認定こども園</p> <p>○助言者： 瀧本一夫（大阪成蹊大学）</p>	<p>守口市</p> <p>2階 第2会議室 定員：50名</p>
第6分科会	<p>配慮を必要とする子どもを含めた集団づくり ～対等な仲間関係を目指した小集団活動～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対等な仲間関係</li> <li>●自分の気持ちに気づき相手に伝えることができる保育</li> </ul> <p>○実践報告： 枚方市立保育所</p> <p>○助言者： 張 貞京（京都文教短期大学）</p>	<p>枚方市</p> <p>4階 第2多目的室 定員：45名</p>
第7分科会	<p>からだと心ははずむ運動遊び ～からだを動かすって楽しいね～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの主体性を育むにはどうすればよいか</li> <li>●やってみよう！ワクワク楽しい運動遊び</li> </ul> <p>○実践報告： 四條畷市立忍ヶ丘あおぞらこども園 四條畷市立岡部保育所</p> <p>○助言者： 金川朋子（四條畷学園短期大学）</p>	<p>四條畷市</p> <p>4階 第3多目的室 定員：70名</p>
第8分科会	<p>特別講座 「生きる力の土台を育てる乳児保育」 ～応答性をたかめる人的・物的環境～</p> <p>○講師： 瀧 薫（(福)城東よつばこども園 大阪芸術大学短期大学部）</p>	<p>1階 大ホール 定員：200名</p>



# 会場・申込方法



## ◆会場◆

寝屋川市立市民会館<住所：寝屋川市秦町41番1号>

## ◆アクセス◆

京阪電車 「寝屋川市駅」東口から徒歩 ロータリーを直進 15分

京阪バス

東1番乗り場より

31A番 太秦住宅行(循環) 17分

31番 太秦住宅行 5分「寝屋川市民会館前」下車

36番 寝屋川公園駅行 5分「寝屋川市民会館前」下車



## ◆申込方法・その他◆

ホームページ



講座申込  
フォーム



参加申込の流れ	<p>■ <b>ちやいんどネット大阪ホームページの「講座参加申込」フォームより申してください。</b> (希望分科会は、第1希望、第2希望まで入力してください。)</p> <p>↓</p> <p>■ 受付確認メールにて参加詳細を送信いたします。</p> <p>↓</p> <p>■ 参加費の入金が確認でき次第、<b>領収証・受付完了No.</b>他を、受付完了メールにて送信いたします。 <b>参加時に『受付完了No.』の提示が必要です。</b>受付完了メールをスマートフォンで表示、またはプリントアウトしたものをご持参ください。</p> <p>※ 受付完了後のキャンセル(返金)はお受けできません。</p>
一時保育申込	<p>保険料を当日総合受付で実費徴収します。 定員5名、1歳半から就学前まで対象。</p>
申込・問合せ	<p>第26回大阪保育子育て人権研究集会事務局 (NPO法人ちやいんどネット大阪) 〒540-0006 大阪市中央区法円坂1-1-35 大阪市教員会館 TEL 06-4790-2221 FAX 06-4790-2223</p>
振込先	<p>りそな銀行 寝屋川支店(216) 普通預金(口座番号)0557118 (名義) <small>たい26かいおさかほいくこりたてじけんけんきゅうしゅうかいじょういんかいじむきょく</small> 第26回大阪保育子育て人権研究集会実行委員会事務局</p>
申込締切	<p>11月15日(金) ※定員になり次第、締め切らせていただきます。</p>
その他	<p>・手話通訳の必要な方は、事前申込の時にその旨をお申し出ください。 ・公共交通機関をご利用ください。 ・昼食や飲み物はご持参ください。(会場周辺に飲食店、コンビニはありません)</p>

各 { 認可保育所  
保育所型認定こども園  
幼保連携型認定こども園  
地域型保育事業 } 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
「保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究」  
保育人材確保に関するアンケート調査  
の実施について（協力依頼）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁では、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において「保育人材確保にむけた効果的な取組手法等に関する調査研究」を実施しております。当調査研究においては、自治体や保育施設における人材確保の実態や課題を把握し、今後の保育人材確保の課題解消に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的として、都道府県、市区町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ。）及び保育所等を対象にしたアンケート調査を実施することとしております。

本調査研究は、こども家庭庁の補助金を受けて、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施をしております。

つきましては、本調査研究の趣旨をご理解いただくとともに、下記（5）に記載のアンケート調査へのご回答をお願いいたします。

### (1) 調査の趣旨

自治体や保育施設における人材確保の実態や課題を把握し、今後の保育人材確保の課題解消に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的として、都道府県、市区町村及び保育所等を対象にしたアンケート調査を実施します。

### (2) 調査対象

全国の都道府県（47 団体）、市区町村（1741 団体）の保育主管部局及びすべての保育所等（認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業）を調査対象とします。

### (3) 実施方法

WEB アンケートによる実施

#### (4) 調査実施時期

令和6年10月25日（金）～令和6年11月22日（金）

#### (5) 保育所等責任者への依頼事項

- ①下記URLより、「保育所等アンケート調査」の回答をお願いいたします。  
詳細は「保育所等アンケート調査票見本」（Word）をご覧ください。

<https://rsch.jp/eqt5/?hoiku>（回答期限:11月22日(金)）

※令和6年10月時点で休止中または廃止の場合は、本調査へのご回答は不要です。

#### (6) 調査に関する問い合わせ先

##### 【調査実施機関】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

##### 【問い合わせ先】

政策研究事業本部 社会政策部 保育人材調査事務局

担当：野田、鈴木、荻野、栢田、李

TEL：03-3496-3056（受付時間：平日10時～12時、13時～17時 土日祝日除く）

e-mail：[hoiku@murc.jp](mailto:hoiku@murc.jp)

※お問い合わせをいただく際は、下記の個人情報の取扱いに同意の上、ご連絡いただければと存じます。

##### ◆個人情報の取扱いについて

- お預かりする氏名、ご連絡先等の個人情報は、当社において、本調査の問い合わせへの回答に関するご連絡の目的に限って利用し、厳重に管理いたします。
- お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。
- お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
- お預かりした個人情報は、こども家庭庁に対して提供する場合がございます。また、業務委託により当社以外の第三者にその取り扱いを委託する場合がございます。そうした場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。
- お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、上記照会先までご連絡ください。
- ご回答いただけない場合、本調査に関するお問い合わせに関し、弊社からお答えできない場合があります。

令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（こども家庭庁補助事業）  
保育人材確保に関する保育所等アンケート調査  
見本

■ アンケートご協力のお願い ■

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

本調査は、こども家庭庁の令和6年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施しております。

本調査は、保育施設における人材確保の実態や課題を明らかにして、今後の保育人材確保の課題解消に向けた検討に資するための基礎資料を得ることを目的としています。

つきましては、**令和6（2024）年11月22日（金）**までに、回答にご協力賜りますようお願い申し上げます。

ご多忙中のところ誠に恐縮ですが、保育施設における人材確保の実態を明らかにするための大変重要な調査でございますので、趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご回答いただくにあたって】

◆利用目的

- ご回答いただいた内容は、施策検討の基礎資料としてのみ利用いたします。調査結果の公開にあたっては、基本的に統計的に処理された結果を用いますが、一部自由回答の設問については、地域や施設が特定される記載を除いたうえで、回答内容を公表することがあります。予めご了承ください。
- 回答データは、個人情報を除いたうえで、こども家庭庁や貴施設が所在する自治体に提供する場合がありますが、個々の施設の評価や監査を目的として利用することはありません。
- 調査結果は令和7年4月頃に三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社のホームページ等にて公開予定です。

◆回答方法等について

- 施設の責任者がご回答ください。
- このアンケートは、特に期日を明記している設問以外はすべて**2024（令和6）年10月**時点の状況でお答えください。
- 「いくつでも」「それぞれひとつずつ」「それぞれいくつでも」など回答数が指定されているため、あてはまる項目に指定数だけご回答ください。一部の設問は、回答を具体的にご記入いただけます。なお、数字をご記入いただく設問について、該当する人等がない場合は「0」とご記入ください。

- 本調査は、以下のインターネット上のアンケートサイトより、回答をお願いいたします。
- アンケートサイトでは途中保存、回答終了後の修正、回答内容の出力はできません。下書きには本調査票をご活用ください。
- アンケートサイトで回答いただいた場合、Word ファイルの調査票を返送いただく必要はございません。

<https://rsch.jp/eqt5/?hoiku>（回答期限：11月22日（金））

※令和6年10月時点で休止中または廃止の場合は、本調査へのご回答は不要です。

◆アンケートサイトからのご回答が難しい場合

- 本調査票にご記入の上、以下の問い合わせ先メールアドレスまでご返送ください。

【問い合わせ先】

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 社会政策部 保育人材調査事務局 野田、鈴木、荻野、栢田、李

TEL：03-3496-3056（平日10時～12時、13時～17時 土日・祝日除く）

e-mail：[hoiku@murc.jp](mailto:hoiku@murc.jp)

※お問い合わせに際してお預かりする個人情報、当社の「個人情報保護方針」（<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>）及び個人情報の取扱いについて（<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>）に従って適切に取り扱います。

# 1. 貴施設の概要について

問1. 貴施設の名称、所在地、連絡先等についてうかがいます。

※具体的にお話をお伺いしたい場合は、調査実施者からご連絡させていただく場合がございます。

①施設名		
②所在地 ※市区町村コードは別途送付の一覧表を確認してください。	都道府県名	都・道・府・県
	市区町村名	市・区・町・村
	市区町村コード	
③電話番号		
④メールアドレス		

問2. 貴施設の施設種別についてうかがいます。(1つに○)

1. 認可保育所	4. 小規模保育事業
2. 幼保連携型認定こども園	5. 家庭的保育事業
3. 保育所型認定こども園	6. 事業所内保育事業
	7. その他(具体的に: )

問3. 貴施設の設立後の経過年数についてうかがいます。(1つに○)

※認定こども園に移行した場合、移行前の施設も含めてお答えください。

1. 5年未満	4. 20年以上30年未満
2. 5年以上10年未満	5. 30年以上
3. 10年以上20年未満	

問4. 貴施設の運営主体についてうかがいます。(1つに○)

1. 公営	5. 民営(特定非営利活動法人(NPO))
2. 民営(社会福祉法人)	6. 民営(生活協同組合)
3. 民営(営利法人(株式会社))	7. 民営(その他具体的に: )
4. 民営(学校法人)	8. 個人立

問5. 貴施設の利用定員数をお教えてください。

( )人
------

問6. 貴施設の令和6年4月1日時点の保育士・保育教諭の在籍者数をお教えてください(非常勤含む)。

※令和6年4月1日時点で、

休暇中(産前・産後休暇含む)の方は含めてください。

休職・休業中(育児休業・介護休業)の方は含めずにお答えください。

※施設長は除いてお答えください。

( )人
------

## II. 貴施設の勤務環境について

問7. 貴施設で勤務する保育士・保育教諭（常勤職員に限る）の貴施設での勤続年数についてうかがいます。

現在の施設での勤続年数別の人数をお教えてください。（令和6年10月1日時点）

※令和6年10月1日時点で、休暇中（産前・産後休暇含む）の方は含めてください。休職・休業中（育児休業・介護休業）の方は含めず、お答えください。

※勤続年数には、産休・育休等の休業期間も年数に含めてお答えください。

※公立の場合、同一自治体内において保育業務に従事した通算の勤続年数をお答えください。

貴施設における保育士・保育教諭の勤続年数 (令和6年10月1日時点)	該当人数 (常勤職員のみ)
①3年未満	人
②3年以上～5年未満	人
③5年以上～10年未満	人
④10年以上～20年未満	人
⑤20年以上	人

問8. 貴施設における在園児数をお教えてください。（令和6年10月1日時点）

※各歳の人数の記載が難しい場合には、合計数のみお答えください。

クラス	在園児数
0歳児	人
1歳児	人
2歳児	人
3歳児	人
4歳児	人
5歳児	人
合計	人

問9. 貴施設における職員数をお教えてください。常勤換算数をご回答の上、常勤、非常勤の実人数の内訳をご記入ください。(令和6年10月1日時点)

- ※(1) 常勤：施設等が定めた、常勤の従事者が勤務すべき時間のすべてを勤務している者
- (2) 非常勤：常勤以外の従事者

※令和6年10月1日時点で、休暇中（産前・産後休暇含む）の方は含めてください。休職・休業中（育児休業・介護休業）の方は含めず、お答えください。

①保育士・保育教諭

※内訳の記載が難しい場合には、**それぞれの合計数**のみお答えください。

(参考) 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その勤務時間を常勤換算方法（その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入）により換算した人数と、常勤者の専従職員数の合計

	保育士・保育教諭配置人数		
	(常勤換算)	(実人数) 常勤	(実人数) 非常勤
保育士・保育教諭 合計数	人	人	人
うちクラス担任を担当する保育士・保育教諭	人	人	人
うちクラス担任をもたない保育士・保育教諭（主任保育士・主幹保育教諭以外）	人	人	人
うち主任保育士・主幹保育教諭	人	人	人
うちその他の保育士・保育教諭	人	人	人

②保育士・保育教諭を補助する職種（保育補助者、子育て支援員等）

※保育士資格保有者であっても、保育補助者として従事している場合は、「保育補助者」に計上してください。

( ) 人

問10. 令和5年度の常勤職員の保育士・保育教諭の有給休暇の平均取得日数についてうかがいます。(○は1つ)

1. 5日未満	3. 10日以上15日未満
2. 5日以上10日未満	4. 15日以上

問11. 令和6年7月～9月の常勤職員の保育士・保育教諭の時間外勤務時間の月あたり平均についてうかがいます。(○は1つ)

1. 5時間未満	5. 20時間以上25時間未満
2. 5時間以上10時間未満	6. 25時間以上30時間未満
3. 10時間以上15時間未満	7. 30時間以上
4. 15時間以上20時間未満	

問12.貴施設における、ICT 機器（PC、タブレット等）の整備状況についてうかがいます。（○は1つ）

1. おおむね保育士・保育教諭1人1台	4. 職員室に複数台（各クラス、職員への配備なし）
2. 各クラスに複数台	5. 職員室に1台（各クラス、職員への配備なし）
3. 各クラスに1台	

問13.貴施設における、Wi-Fi の整備状況についてうかがいます。（1つに○）（○は1つ）

1. 園内どこでも利用可	3. 園内にWi-Fi の整備はない
2. 園内の一部部屋で利用可	

問14.貴施設において、ICT 機器（PC・タブレット等）によるアプリやシステムを活用している業務についてうかがいます。（○はいくつでも）

1. 保護者への連絡	7. 集金管理
2. 登降園管理	8. 職員の出退勤管理
3. 毎日のこどもの連絡帳や保育記録の作成	9. 職員のシフト作成
4. 保育日誌の作成	10. 職員間の情報共有
5. 月案週案日案等の計画作成	11. その他（ ）
6. 写真の販売	12. 特に ICT 機器を活用している業務はない

### III. 貴施設の保育人材不足の状況について

問15.貴施設では、直近3年程度で人材の不足感を感じていますか。（○は1つ）

1. とても感じている	3. あまり感じていない
2. まあ感じている	4. まったく感じていない

問16.前問で人材の不足感を「1. とても感じている」「2. まあ感じている」と回答した方におうかがいします。

具体的に、どのような場面で人材の不足感を感じていますか。（○はいくつでも）

1. 早朝保育の時間帯	5. 勤務時間内の研修受講や会議の実施
2. 延長保育（夕方）の時間帯	6. 代替職員の確保
3. 休憩時間	7. その他（ ）
4. 職員の休暇取得の調整	

問17.前々問で人材の不足感を「1. とても感じている」「2. まあ感じている」と回答した方におうかがいします。

貴施設では、特にどのような人材が不足していると感じていますか。（○はいくつでも）

1. 早番や遅番の担当保育士	5. 障害児対応等担当の保育士
2. 短時間のみ勤務する保育士	6. 保育士歴が長く、経験が豊富な保育士
3. 年度途中の定員増に伴う配置が必要な保育士	7. 中堅の保育士
4. 産前産後休暇や育児休業、病気休業等代替保育士	8. 若手の保育士
	9. その他（ ）

問18.貴施設では、直近3年程度において保育人材の不足により定員まで受け入れることができなかったことがありますか。(○は1つ)

1. ある	2. ない
-------	-------

問19.貴施設において、人材確保や定着について、保育士・保育教諭の採用段階、定着段階の特にどの段階に課題を感じていますか。①常勤職員、②非常勤職員それぞれについてお教えてください。(①、②とも○はいくつでも)

常勤職員	非常勤職員
1. 特に課題はない	1. 特に課題はない
2. 新卒採用が課題	2. 採用が課題
3. 中途採用が課題	3. 採用者の定着に課題
4. 新卒採用者の定着に課題	
5. 中途採用者の定着に課題	

問20.貴施設における、昨年度(令和5年度)の保育士・保育教諭の採用人数についてうかがいます。

※内訳はわかる範囲でご回答ください。内訳を記載いただく場合、内訳と合計が一致するかご確認ください。

※施設長は除いてお答えください。

	常勤職員	非常勤職員	計
令和5年度の採用人数 (合計)	人	人	人
うち新卒	人	/	/
うち中途	人		

問21.貴施設では、この3年間(令和3～5年度)において、保育士・保育教諭を予定数どおり採用できましたか。(○は1つ)

1. 常勤職員・非常勤職員いずれも予定数どおり採用できた	4. 常勤職員・非常勤職員いずれも予定数どおり採用できなかった
2. 常勤職員は予定数どおり採用できなかったが、非常勤職員は予定数どおり採用できた	5. その他( )
3. 常勤職員は予定数どおり採用できたが、非常勤職員を予定数どおり採用できなかった	6. 採用予定がなかった

問22.問21で「2.」～「4.」と選択した方にうかがいます。

予定通り採用できなかった背景は何ですか。(○はいくつでも)

1. 募集をしても応募者が集まらない	3. 採用が決まってから(内定後に)辞退される
2. 応募はあるが、求める人材が集まらない	4. その他( )

問23.貴施設において、採用面で課題となっている要因は何だと思えますか。(〇はいくつでも)

1. 給与等の待遇	7. 都市部、近隣自治体への人材流出による母集団不足
2. 家賃補助等の福利厚生	8. 採用に関する情報発信
3. 固定的な勤務時間	9. その他 ( )
4. 年次有給休暇の取得率	10. 特に課題となっていることはない
5. クラス担任を持つこと	
6. 施設の立地条件	

問24.貴施設における昨年度(令和5年度)の保育士・保育教諭の退職者(定年退職を除く)についてうかがいます。

※施設長は除いてお答えください。

① 貴施設において、昨年度(令和5年度)退職者はいましたか。(〇は1つ)

1. いた	2. いなかった
-------	----------

② ①で「1.いた」と選択した方にうかがいます。経験年数、雇用形態別の退職人数をご記入ください。

※内訳はわかる範囲でご回答ください。内訳を記載いただく場合、内訳と合計が一致するかご確認ください。

		常勤職員	非常勤職員	計
令和5年度の退職者数(合計)		人	人	人
貴施設での経験年数別	うち1年未満	人	/	/
	うち1年以上3年未満	人		
	うち3年以上5年未満	人		
	うち5年以上10年未満	人		
	うち10年以上	人		

問25.貴施設において、保育士・保育教諭の定着の上で、課題となっている要因は何だと思えますか。(〇はいくつでも)

1. 保育に求められる専門性の高度化	10. 人手不足による、保育士・保育教諭一人にかかる負担の大きさ
2. 保護者対応	11. 職場の人間関係
3. 給与等の待遇	12. 施設の保育理念や保育内容への不一致
4. 家賃補助等の福利厚生	13. 昇進などキャリアアップの機会
5. 固定的な勤務時間	14. 研修等、専門性向上の機会
6. 労働時間の長さ	15. 人材育成体制
7. 年次有給休暇の取得しづらさ	16. 仕事で困った際の相談環境
8. 子育てや介護等の家庭との両立	17. その他 ( )
9. 書類作成、事務作業等保育以外の仕事の負担の大きさ	18. 特に課題となっていることはない

## IV. 採用活動・広報に関する取組について

※公営の施設で回答が難しい場合には、無回答でかまいません。

問26. 貴施設において、求人募集で使用了媒体・経路、特に効果のあったものについて、①常勤職員、②非常勤職員それぞれについて、お選びください。(①、②ともあてはまる数字をすべてご記入)

①常勤職員 ( )

②非常勤職員 ( )

1. 公共職業安定所（ハローワーク）	7. 養成校等への求人票提出
2. 保育士・保育所支援センター（※）	8. 施設のHPやSNSでの直接募集
3. 社会福祉協議会（保育士・保育所支援センター以外）	9. 実習生の受け入れ
4. 民間職業紹介事業者	10. 就職説明会、ジョブフェア等への参加
5. SNSやインターネットの求人情報サイト掲載	11. 卒園児の保護者や職員等の紹介
6. 求人情報誌掲載	12. スポットワーク仲介サービス
	13. その他 ( )

※保育士・保育所支援センター：自治体により名称は異なりますが、都道府県・政令市・中核市が開設した保育士の就職支援等を行う機関です。社会福祉協議会等に委託して運営している場合もあります。

問27. 貴施設における、採用活動・広報に関する取組のうち、人材の採用に対して効果があると思う取組についてお教えてください。(〇はいくつでも)

1. 求人条件の明確化など求人情報の表示内容の工夫	9. 学生や求職者を対象とした保育体験（保育実習を除く）の実施
2. 求人媒体の多様化、工夫	10. オンラインでの説明会の実施
3. 保育士養成校との連携	11. 採用担当職員を配置
4. 採用形態の見直し	12. 採用に関するアドバイザーによる支援を受けた採用活動を実施
5. 施設の保育理念、保育内容をわかりやすく伝える資料の作成や情報発信	13. 採用活動のトレンド等の情報収集
6. SNSでの情報発信	14. 「くるみん」や「えるぼし」の認定取得
7. 面接方法の見直しなど選考過程の工夫	15. その他 ( )
8. 職場見学の実施	16. 特になし

問28. 問27で1～15のいずれかを選択した方にうかがいます。

選択したもののうち、特に人材の採用において効果があった取組はどれですか。また、その具体的内容をお教えてください。

特に効果があった取組（1つ） ( )

※前問で選択いただいた選択肢の番号から1つご記入ください。

【具体的内容】

①取組内容	
②取組目的、経緯	
③取組の効果	
④取組の実施にあたり活用した補助金や外部の支援（コンサル等）	

問29.貴施設において、広報、採用活動に関して今後取り組みたいことは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 求人条件の明確化など求人情報の表示内容の工夫	9. 学生や求職者を対象とした保育体験（保育実習を除く）の実施
2. 求人媒体の多様化、工夫	10. オンラインでの説明会の実施
3. 保育士養成校との連携	11. 採用担当職員を配置
4. 採用形態の見直し	12. 採用に関するアドバイザーによる支援を受けた採用活動を実施
5. 施設の保育理念、保育内容をわかりやすく伝える資料の作成や情報発信	13. 採用活動のトレンド等の情報収集
6. SNS での情報発信	14. 「くるみん」や「えるぼし」の認定取得
7. 面接方法の見直しなど選考過程の工夫	15. その他（ ）
8. 職場見学の実施	16. 特にない

## V. 人材育成や評価に関する取組について

問30.貴施設における、人材育成や評価に関する取組のうち、人材の採用・定着に対して効果があると思う取組についてお教えてください。(〇はいくつでも)

1. 経験の浅い職員がクラス担任以外から担当するなど、徐々に業務経験を積むことができるような配置の工夫	8. メンター制度（年代の近い先輩からのフォロー体制）等の整備
2. 配置に関して職員の意向を聞く場の設定	9. 施設内での日々の保育の振り返りや共有の場の設定
3. 希望する働き方（労働時間や勤務日等）に関して職員の意向を聞く場の設定	10. 費用負担など研修受講の支援
4. 定期的な面談の実施（1on1 など）	11. キャリア形成のアドバイスができる職員の配置
5. 昇級（給与形態）、評価制度の整備・見直し	12. 外部アドバイザーによる支援
6. 長期勤務者への手当や褒賞の支給	13. その他（ ）
7. 主任保育士、副主任保育士への昇進など役職・キャリアパスの整備	14. 特にない

問31.問30で1～13のいずれかを選択した方にうかがいます。

選択したもののうち、特に人材の採用や定着において効果があった取組はどれですか。また、その具体的内容をお教えてください。

特に効果があった取組（1つ）（ ）

※前問で選択いただいた選択肢の番号から1つご記入ください。

【具体的内容】

①取組内容	
②取組目的、経緯	
③取組の効果	
④取組の実施にあたり活用した補助金や外部の支援（コンサル等）	

問32.貴施設において、今後人材育成や評価に関して取り組みたいことは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 経験の浅い職員がクラス担任以外から担当するなど、徐々に業務経験を積むことができるような配置の工夫	8. メンター制度（年代の近い先輩からのフォロー体制）等の整備
2. 配置に関して職員の意向を聞く場の設定	9. 施設内での日々の保育の振り返りや共有の場の設定
3. 希望する働き方（労働時間や勤務日等）に関して職員の意向を聞く場の設定	10. 費用負担など研修受講の支援
4. 定期的な面談の実施（1on1 など）	11. キャリア形成のアドバイスができる職員の配置
5. 昇級（給与形態）、評価制度の整備・見直し	12. 外部アドバイザーによる支援
6. 長期勤務者への手当や褒賞の支給	13. その他（ ）
7. 主任保育士、副主任保育士への昇進など役職・キャリアパスの整備	14. 特にない

## VI. 職場環境の改善に関する取組について

問33.貴施設における、職場環境の改善に関する取組のうち、人材の採用・定着に対して効果があると思う取組についてお教えてください。(〇はいくつでも)

<p><b>&lt;労働条件・環境に関する取組&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給与水準の見直し</li> <li>労働条件（労働時間、休日・休暇）の見直し</li> <li>働き方の見直し（ノー残業デーの設定等）</li> <li>休暇取得の促進</li> <li>休憩室の整備や休憩時間の明確化等、休憩が取りやすい工夫</li> <li>ノンコンタクトタイム（※）の導入</li> <li>配置基準以上の人員配置</li> </ol> <p><b>&lt;多様な働き方の実現に関する取組&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>多様なシフト（勤務形態）の運用</li> <li>子育てや介護等との両立支援制度の導入</li> </ol> <p><b>&lt;福利厚生に関する取組&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>家賃補助等の福利厚生</li> <li>メンタルヘルス対策</li> <li>職場や業務に関する、外部相談窓口の活用や自園での相談体制整備</li> </ol>	<p><b>&lt;業務負担の軽減に関する取組&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>書類業務の見直しなど、事務作業の負担軽減</li> <li>業務への ICT の導入</li> <li>保育補助者の配置や保育支援者等の配置による負担軽減</li> <li>外部委託による業務負荷の軽減</li> </ol> <p><b>&lt;職場の雰囲気づくりに関する取組&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>職員向けに施設の運営等の意見や満足度を聞く調査の実施</li> <li>ハラスメントに関する研修の実施（管理職向け・全職員向け）</li> <li>職場のなごやかな雰囲気づくり</li> <li>その他（ ）</li> <li>特にない</li> </ol>
---	--

※ノンコンタクトタイム・休憩時間とは異なり、勤務時間中に子どもと関わらずに事務作業や打合せなどの業務をする時間のこと

問34.問33で1～20のいずれかを選択した方にうかがいます。

選択したもののうち、特に人材の採用や定着において効果があった取組はどれですか。また、その具体的内容をお教えてください。

特に効果があった取組（1つ）（ ）

※前問で選択いただいた選択肢の番号から1つご記入ください。

【具体的内容】

①取組内容	
②取組目的、経緯	
③取組の効果	
④取組の実施にあたり活用した補助金や外部の支援（コンサル等）	

問35.貴施設において、今後職場環境の改善に関して今後取り組みたいことは何ですか。（〇はいくつでも）

<p>&lt;労働条件・環境に関する取組&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給与水準の見直し</li> <li>2. 労働条件（労働時間、休日・休暇）の見直し</li> <li>3. 働き方の見直し（ノー残業デーの設定等）</li> <li>4. 休暇取得の促進</li> <li>5. 休憩室の整備や休憩時間の明確化等、休憩が取りやすい工夫</li> <li>6. ノンコンタクトタイム（※）の導入</li> <li>7. 配置基準以上の人員配置</li> </ol> <p>&lt;多様な働き方の実現に関する取組&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8. 多様なシフト（勤務形態）の運用</li> <li>9. 子育てや介護等との両立支援制度の導入</li> </ol> <p>&lt;福利厚生に関する取組&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>10. 家賃補助等の福利厚生</li> <li>11. メンタルヘルス対策</li> <li>12. 職場や業務に関する、外部相談窓口の活用や自園での相談体制整備</li> </ol>	<p>&lt;業務負担の軽減に関する取組&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 書類業務の見直しなど、事務作業の負担軽減</li> <li>14. 業務へのICTの導入</li> <li>15. 保育補助者の配置や保育支援者等の配置による負担軽減</li> <li>16. 外部委託による業務負荷の軽減</li> </ol> <p>&lt;職場の雰囲気づくりに関する取組&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>17. 職員向けに施設の運営等の意見や満足度を聞く調査の実施</li> <li>18. ハラスメントに関する研修の実施（管理職向け・全職員向け）</li> <li>19. 職場のなごやかな雰囲気づくり</li> <li>20. その他（ ）</li> <li>21. 特にない</li> </ol>
---	--

問36.貴施設における保育理念に関する取組についておうかがいします。(①②それぞれ○は1つ)

①施設の保育理念や方針を明確化し、全職員に共有していますか。

1. 全職員に共有できている	3. 十分に共有できていない
2. 常勤職員には共有できているが、非常勤職員には十分に共有できていない	

②施設の保育理念や方針をもとに、職員間で保育について話し合う機会を設けていますか。

1. 全職員での話し合いの機会を設けている	3. 話し合いの機会を設けていない
2. 常勤職員での話し合いの機会を設けているが、非常勤職員が参加できていない	

## VII. 人材の採用・定着に関する取組を進めるうえでの課題について

問37.貴施設において、①採用活動・広報、②人材育成・評価、③職場環境の改善の取組を進めていくうえで、下記(1)(2)(3)はどの程度課題となっていますか。それぞれあてはまるものを1つお答えください。(○はそれぞれ1つ)

	(1) 取組の進め方や実施方法がわからない	(2) 人員や時間的に取り組む余力がない	(3) 資金が不足している
(回答例)	1	2	1
①採用活動・広報に関する取組			
②人材育成・評価に関する取組			
③職場環境の改善に関する取組			

選択肢
1. とてもあてはまる
2. まああてはまる
3. あまりあてはまらない
4. まったくあてはまらない



問38.保育人材の確保・定着において、行政に求める支援についてお教えてください。(○はいくつでも)

1. 保育士の処遇改善	4. 養成校との連携の橋渡し
2. 保育士のイメージアップ	5. 保育士修学資金貸付等の修学支援の周知
3. 小中高生への保育士の魅力発信	6. その他 ( )

**アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。**

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <https://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## －今号の目次－

- ◆【石川県】令和6年9月20日からの大雨による被災保育所・認定こども園支援のための募金活動について……………1
- ◆【事務連絡】幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について(文部科学省)……………2

## ◆【石川県】令和6年9月20日からの大雨による被災保育所・認定こども園支援のための募金活動について

令和6年9月20日からの大雨による被災保育所・認定こども園を支援するため、石川県社会福祉協議会保育部会（保育士会）・日本保育協会石川県支部において募金活動が実施されています。下記をご確認のうえ、ご協力をお願いします。

### 1 実施主体および目的

石川県社会福祉協議会保育部会（保育士会）・日本保育協会石川県支部では、被災した保育所・認定こども園の支援のため、募金活動を実施する

### 2 募集期限

令和6年11月30日まで

※今後の状況によって期間を延長する場合があります

### 3 振込口座

北國銀行 県庁支店 普通預金 005603

フク) イシカワケンシャカイフクシキョウギカイ イシカワケンホイクブカイ

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 石川県保育部会

#### 4 募金の使途

寄せられた募金については、県保育部会・日保協県支部の代表で協議し、被災された保育所・認定こども園の被害額等に応じて配分いたします。

#### 5 その他

(1) 領収書が必要な場合は、下記 URL (Google フォーム) よりご連絡ください。

<https://forms.gle/kBFXjjRUFg5guv167>

発行には数週間要しますこと、また、領収書の発行者名が振込口座と同じ「石川県社会福祉協議会 石川県保育部会」となりますことを予めご了承ください。

(2) 募金額の定めや基準はありません。職員有志から集めていただき、または施設よりお振込みをしてください。

(なお、認定こども園は、施設型給付費から募金を支出することは差し支えありません。私立保育所は、委託費から支出することはできません。)

(3) 募金は振込みのみとさせていただきます (現金は取扱いいたしません)。

なお振込手数料は、ご負担をお願いします。

#### 6 問合せ先

石川県保育部会事務局・日本保育協会石川県支部事務局

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 施設振興課 (担当：北脇 様)

TEL076-224-1211 e-mail : <mailto:iskkhoiku@isk-shakyo.or.jp>

## ◆【事務連絡】幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について(文部科学省)

令和6年10月30日、文部科学省より標記事務連絡が発出されました。この事務連絡は、「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」が取りまとめた最終報告(令和6年10月)において、「幼保小の架け橋プログラム」が全国的には不十分であること等が指摘されたことを受け、「幼保小の架け橋プログラム」の更なる推進に向けて取り組んでいただくよう依頼するものです。文部科学省では、引き続き必要な支援を行うため、令和7年度概算要求において、新たに「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」として必要な経費が計上されています。

また、子ども・子育て支援制度においては、今年度より、小学校との連携・接続に取り組む幼児教育施設に対する支援(小学校接続加算)を拡充し、小学校と協働してカリキュラムを編成・実施する施設への加算額を増額されています。

詳細は、添付 PDF ファイルをご参照ください。

事務連絡  
令和6年10月30日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市保育担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

御中

文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局教育課程課

#### 幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について

日頃より幼児教育及び小学校教育の振興に御尽力いただき感謝申し上げます。  
文部科学省においては、これまで、幼児教育施設及び小学校における架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、「幼保小の架け橋プログラム」の取組を推進してまいりました（『「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」等について』令和4年4月5日付け事務連絡参照）。

このたび、「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会」において最終報告が取りまとめられ、当該最終報告において、「幼保小の架け橋プログラム」の取組については、一部の地域では成果が上がっているものの、全国的に見ると未だ不十分であることや、地方自治体によって取組状況に差があることなどが課題として指摘されました。また、地方自治体においては、学校教育の専門的知見を有する教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」の促進体制の構築を図ることが重要であることなどが提言されました。

文部科学省としては、当該最終報告を踏まえつつ、令和4年度より実施している「幼保小の架け橋プログラム事業」において、幼保小の接続に関する取組を行っている地方自治体では、幼児教育施設・小学校ともに教員等の子供への関わりや指導に変化があったことや、小学校において登校渋りの児童が減少したことなどの成果が報告されたことを受け、各地域における「幼保小の架け橋プログラム」の更なる推進に向けて、支援を行うことが必要と考えております。

このため、令和7年度概算要求において、新たに「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」として必要な経費を計上しているところ

るです。

また、子ども・子育て支援制度においては、今年度より、小学校との連携・接続に取り組む幼児教育施設に対する支援（小学校接続加算）を拡充し、小学校と協働してカリキュラムを編成・実施する施設への加算額を増額しています。

については、下記を踏まえ、幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実に向けて、教育委員会が主導的な役割を発揮し、国の事業等を積極的に活用いただきながら、「幼保小の架け橋プログラム」の推進により一層取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県教育委員会担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県保育担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村保育担当課に対して、都道府県認定こども園担当課におかれは、域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園担当課に対して、本件の周知を図るとともに、必要に応じて、指導、助言又は援助等をお願いいたします。

## 記

### 1. 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会最終報告」（令和6年10月）について（**別紙1**、**別紙2**）

- 本最終報告では、第2章の「3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続」において、
  - ・ 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領に示されている幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るという趣旨を実現するため、国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しているところであること
  - ・ 一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り組まれ、幼児教育施設において、小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に、幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において、入学当初の小学校教諭等の指導方法が変わり、児童の主体的な姿がより見られるようになってきたりしているなどの成果が上がっていること
  - ・ 一方、地域の教育に関する基本方針・基本計画等に幼保小の連携・接続が位置付けられていない場合があるなど、様々な理由から、全国的に見ると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であるという課題も生じていること
  - ・ 小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また、不登校児童の増加率が高いことを踏まえると、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実に取り組むことが重要であること

- ・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要であり、特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要であること
- ・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっていると考えられること
- ・小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられること

などがまとめられています。

- また、第3章の「1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方」において、

- ・幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管したり、又は他の関係部局が所管する場合においても教育委員会が一定の責任を果たす組織体制を構築したりすることなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要であること
- ・教育委員会においては、幼児教育の専門性を有する指導主事等を配置し、指導力の向上を図っていくことが期待されること

などがまとめられています。

- このほか、第1章においては、幼児教育の重要性や幼児教育の基本的な考え方など、幼児教育関係者のみならず、小学校関係者においても、幼保小の連携・接続を進めるにあたり共通理解を図ることが重要であることがまとめられています。
- 幼児教育及び小学校教育を担当する指導主事をはじめとする教育関係者におかれては、本最終報告を御覧いただき、その実現に向けて、各地域の実情に応じて取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、文部科学省では、幼児期及び幼保小接続期の教育に関する以下の参考資料を作成しています。（別紙3）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_02697.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html)

- ・動画コンテンツ「遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”」（幼児教育において育まれた資質・能力が小学校以降の学習や生活の基盤となっていること等について解説）
- ・参考資料・書籍「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」（幼児教育と小学校教育の接続について解説）

これらの参考資料を積極的に活用いただき、幼児期及び幼保小接続期の教育への理解促進に努めていただきますようお願いいたします。

## 2. 令和7年度概算要求における幼保小の架け橋プログラムの促進について

- 文部科学省では、令和4年度から令和6年度までの3年間、「幼保小の架け橋プログラム事業」を実施しており、本事業のモデル地域において「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の策定等が取り組まれ、以下の成果が報告されています。（別紙4）
  - ・令和5年度アンケート調査では、本事業の採択自治体が「改善された小学校の課題」を選択した割合が、他の自治体を選択した割合と比べて、全ての課題において高い。特に、「改善された小学校の課題」として、「主体性を発揮する児童の姿の増加」や「友達と協働的に関わる児童の姿の増加」、「登校渋りの児童の減少」を選択した割合が、他の自治体と比べて33.5～49.9ポイント高い
  - ・令和5年度アンケート調査では、本事業の採択自治体の幼児教育施設・小学校において、管理職・教員ともに、子供への関わりや指導への変化に関して肯定的な回答をした割合が、令和4年度に比べて9～11.6ポイント増加
- 文部科学省においては、前述1.の最終報告や「幼保小の架け橋プログラム事業」の成果等を踏まえ、令和7年度概算要求においては、「幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業」を新設し、必要な経費を計上（別紙5）しているところです。

本事業では、地方自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を促進し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図ることを目的としています。
- 各教育委員会におかれては、地域の実情に応じて本事業を積極的に活用いただき、「幼保小の架け橋プログラム」の促進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、本事業については、今後、内容等が変更となる場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

## 3. 子ども・子育て支援制度における小学校接続加算について（別紙6）

- 子ども・子育て支援制度においては、施設型給付の算定基準である公定価格の中で、子供の発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を図るため、小学校との連携・接続に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園に対する支援（小学校接続加算）を設けています。
- 特に、令和6年度から、架け橋期の教育の更なる充実を図るため、要件に「小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間（2年以上を含む。）のカリキュラムを編成・実施していること（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。）」を新たに追加するとともに、これを含むすべての要件を満たした場合の加算額を大幅に増額した

ことから、各地域の幼児教育施設において、小学校との連携・接続に向けた取組が加速化しているところです。

- 幼保小の架け橋期のカリキュラムの編成・実施等に当たっては、幼児教育施設と小学校との継続的な連携・協議等が欠かせないことから、複数の園・校が関わり、設置者・施設類型が異なる場合も多い幼保小関係者の事務的な負担軽減の観点からも、教育委員会が主導的な役割を發揮し、地域一体となって幼保小の連携・接続を進めていくことが求められます。
- 各教育委員会におかれては、私立幼稚園のほか、保育所や認定こども園も含め、地域の幼児教育施設と小学校との円滑な接続に向けて、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を活かしながら、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実に向けて、一体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

**【問合せ窓口】**

文部科学省初等中等教育局幼児教育課指導係  
電 話：03-6734-2376

## 第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

### 1. 幼児教育の重要性

- ・人の一生において、幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期。
- ・近年、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすことなどが明らかにされてきている。
- ・全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要。

### 2. 幼児期の発達の特性

- ・幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて生活に必要な能力や態度などを身に付けていく時期。幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、活動意欲が高まり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが必要。

### 3. 幼児教育の基本

- ・幼児教育では、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」が基本。
- ・幼児は、教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、様々な能力や態度を身に付けていく。幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要。

遊びは学び 学びは遊び  
“やってみたいが学びの芽”



(動画コンテンツへリンク)

## 第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

### 1. 幼児教育の基本に関する事項

#### (1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- ・近年、子供の外遊びの機会の減少、ゲーム時間・動画の視聴時間の増加、同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、家庭や地域において幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要。

#### (2) 自発的な活動としての遊び

- ・幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習。
- ・幼児期は、知識・技能を教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要。(参照:「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと?」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_02697.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html))
- ・一方、一部の幼児教育施設においては、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズ等を優先し、ややもすると、文字や数量の機械的暗記や一方的指導など幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘。また、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もある。
- ・国・地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、妊娠期や子供が乳幼児の頃から保護者等に対して、一層の普及・啓発に取り組むことが必要。8-

#### (3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- ・幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育てることへの認識が高まり、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきた等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係を理解・実践することが難しいという指摘があるため、国・地方自治体においては、より実践的な調査研究を進めることが必要。

#### (4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」については、幼保小の合同研修等でも活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっている等の成果が上がる一方、幼児教育関係者の中には、その文言のみで幼児を捉えようとしていたり、幼児を当てはめて、できる・できないと安易に評価したりしているなどの課題が指摘されているため、国・地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要。

#### (5) 幼児理解に基づいた評価

- ・幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたり、一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではなく、幼児の姿の変容を捉え、その姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうか検討し、教育を改善するための手掛かりを求めることである。幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有し、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切。

## 2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

### (1) 幼児教育施設におけるICTの活用

・国において、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等の調査研究、研修プログラムの開発等、デジタル環境の整備や支援、低年齢児への弊害・リスクや活用上の留意点についての検討が必要。

### (2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

・幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行うことが必要であり、国・地方自治体において、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作り（幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携促進、幼児教育施設へのアドバイザー等の積極的派遣、研修プログラム・研修資料等の提供等）が必要。

### (3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

・国・地方自治体において、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進めることが必要。

### (4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

・満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図ることが必要。

### (5) 地域における幼児教育施設の役割

・幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要。

・保護者が幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭・地域がそれぞれの有する教育機能や役割を発揮し、支え合いながら一体となって子育てに取り組むことが必要。保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発することが重要。

## 3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

・国においては、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しており、一部の地域では、幼児教育施設において小学校の各教科等の指導の専門性等を参考に幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において入学当初の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果が上がっている。

・一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による幼保小の連携・接続の取組の中断等により、全国的にみると未だ不十分。

・小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また不登校児童の増加率が高いことを踏まえ、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小の接続期の教育の充実に取り組むことが重要。

・幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要。特に小学校入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要。

・小学校以降で進められている教育の方向性（「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくこと）は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっている。小学校教育において、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。

## 第3章 必要な条件整備

### 1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

・地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管又は他の関係部局が所管する場合においても一定の責任を果たす体制を構築することなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要。

### 2. 今後の幼児教育施設の在り方

・今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることを見込まれる中、国においては、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究等により支援を行うことなどが必要。

・とりわけ著しく減少を続けている公立幼稚園については、これまで果たしてきている役割を今後も果たせるよう、地方自治体において、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行等を検討することが必要。

### 3. 幼児教育施設への支援体制

・地方自治体において、  
➢ 地域の幼児教育ビジョンを明確にし、幼児教育センターの設置・活用、幼児教育施設の合同研修、幼児教育アドバイザー・架け橋コーディネーター等の育成・配置等を推進  
➢ 教育委員会が中心となり、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築  
➢ 国公立の幼児教育施設のネットワークやプラットフォームの構築、公開保育等を推進

・国において、  
➢ 幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を法令等に位置付け、広域連携を促進  
➢ 地方自治体における「幼保小の架け橋プログラム」の体制構築等の取組を支援  
➢ NIERセンターによる日本独自の質評価指標の開発や園内研修等における活用を推進  
➢ 幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化等を推進

※NIERセンター：国立教育政策研究所幼児教育研究センター

### 4. EBPMの推進

・国・地方自治体において幼児教育政策について検討を行うに当たっては、幼児教育の大規模縦断調査や諸外国の動向等の調査研究から得られたエビデンスを生かしながら検討を進めていくことが必要。

※EBPM：証拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の  
在り方に関する有識者検討会  
最終報告

令和6年10月

## 目次

はじめに.....	1
第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方 .....	3
1. <u>幼児教育の重要性</u> .....	3
2. <u>幼児期の発達の特徴</u> .....	3
3. <u>幼児教育の基本</u> .....	4
第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育 要領に基づく教育活動の成果と課題等 .....	6
1. <u>幼児教育の基本に関する事項</u> .....	6
(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験 .....	6
(2) 自発的な活動としての遊び .....	7
(3) 幼児教育において育みたい資質・能力 .....	9
(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 .....	10
(5) 幼児理解に基づいた評価 .....	10
2. <u>現代的諸課題に応じて検討すべき事項</u> .....	11
(1) 幼児教育施設におけるICTの活用 .....	11
(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導 .....	12
(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育 .....	14
(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続 .....	15
(5) 地域における幼児教育施設の役割 .....	15
3. <u>幼児教育と小学校教育との円滑な接続</u> .....	17
第3章 必要な条件整備 .....	20
1. <u>地方自治体における幼児教育担当部局の在り方</u> .....	20
2. <u>今後の幼児教育施設の在り方</u> .....	20
3. <u>幼児教育施設への支援体制</u> .....	22
4. <u>EBPMの推進</u> .....	25
おわりに.....	27

## はじめに

本年は、平成 29 年 3 月に公示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「3 要領・指針」という。）が、平成 30 年 4 月に施行されてから 7 年目に当たる。3 要領・指針においては教育内容の一層の整合性が確保され、国においては、「幼保小の架け橋プログラム<sup>1</sup>」の推進、地方自治体における幼児教育と保育の担当部局の一元化や幼児教育センターの設置促進などの取組が進められてきた<sup>2</sup>。また、幼稚園、保育所、認定こども園（以下、「幼児教育施設」という。）においては、3 要領・指針への理解が深まり、その趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきているところである。

一方、一部の幼児教育施設の取組においては、未だ共通理解が不十分な点や解釈に差異があり、3 要領・指針をよりよく実現していくための対応が必要となっている。また、家庭や地域の状況の違いを越えて、幼児教育施設の多様性を生かしながら、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を実現していくためには、未だ多くの課題がある。

幼児教育<sup>3</sup>が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることや、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが必要である<sup>4</sup>。

また、児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう教育に取り組むこと<sup>56</sup>や、2040 年以降の社会を見据え、未来

---

<sup>1</sup> 文部科学省において、令和 4 年度より推進されている取組。幼児教育施設、小学校、家庭、地域、幼保小の関係団体、地方自治体の教育委員会・保育担当部局など、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、架け橋期（5 歳児から小学校 1 年生の 2 年間）のカリキュラムの開発等を通じて、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目的としている。具体的な内容については、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料」参照。

<sup>2</sup> 全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちの質の保障と向上を図ることを目的に、基本的な考え方を示した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）が策定されている。

<sup>3</sup> おおむね、生後から小学校就学前の時期の幼児を対象として、幼児教育施設において行われる教育を指す。

<sup>4</sup> 「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）では、「地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。」とされている。

<sup>5</sup> 「教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、「児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む」ことが基本施策の一つとされている。

<sup>6</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）では、「こども基本法の制定は、我が国が、権利主体としてのこどもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく『こどもまんなか社会』の実現を目指すという、大きな価値転換である。」とされている。

に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育成する観点からの更なる教育の充実も必要となっている<sup>78</sup>。

こうした状況下において、本有識者検討会は、令和5年12月に設置され、3要領・指針に基づく教育活動の成果及び課題の把握や今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する検討を一体的に行い、今般、最終報告として取りまとめた。

教育行政を所掌する文部科学省においては、この最終報告を踏まえ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、幼児一人一人に生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力<sup>9</sup>の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイング<sup>10</sup>の向上を主体的に実現していくことができるよう、幼児教育施策の充実に取り組むことが求められる<sup>11</sup>。

---

<sup>7</sup> 「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、2040年以降の社会を見据え、「一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない」とされ、「こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、『持続可能な社会の創り手』になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。」とされている。

<sup>8</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）では、「幼児期までの『アタッチメント（愛着）』等を土台に、こどもの意見表明・社会参画を社会全体で支えることは、より良い民主主義社会の発展にとっても重要である。」とされている。

<sup>9</sup> 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（平成20年1月17日）では、「生きる力」とは、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」とされている。

<sup>10</sup> 「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。また、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）においても、『『ウェルビーイング』は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあることを指す。」とされている。

<sup>11</sup> 令和5年4月にこども家庭庁が発足したが、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互に調整を行い、密接に連携することにより、政府全体としての施策の充実、質の向上を図ることとしている。幼児教育については、文部科学省の下で、こども家庭庁と密接に連携しつつ、小学校以降の教育との一貫性・連続性を確保し、施策の充実に取り組むこととされている。

## 第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

### 1. 幼児教育の重要性

- 人の一生において、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。
- 幼児教育については、近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすこと、特に恵まれない境遇にある子供においてその傾向が顕著であることなどが明らかにされてきており<sup>12</sup>、OECD諸国においても、様々な幼児教育の改革が行われているところである。
- 我が国においては、幼児教育の実践研究も活発に行われ、幼児教育の指導方法なども大きく進展してきているところ、幼児教育の重要性に鑑み、教育基本法、学校教育法等の教育関係法規に加え、こども基本法等の趣旨も踏まえつつ、今後更に全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要である。その際、様々な理由で就園していない幼児に対する支援についても留意することが必要である<sup>13,14</sup>。

### 2. 幼児期の発達の特性

- 人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自ら能動的に働き掛けようとする力を有しており、環境と関わり合う中で、生活に必要な能力や態度等を獲得していくと考えられている<sup>15</sup>。

---

<sup>12</sup> 1962年～1967年に低所得者層のアフリカ系アメリカ人の子供（3、4歳児）を対象に、幼児教育プログラムを実施（1日2.5時間、2年間）し、その後、追跡調査を実施（3歳から11歳（毎年）、14歳、15歳、19歳、27歳、40歳時点）したペリー就学前計画によれば、幼児教育を受けたことによる将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果が著しいとする研究結果が報告されている。また、ジェームズ・ヘックマン シカゴ大学教授（ノーベル経済学賞受賞者）は、社会的成功には、IQや学力といった認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲、自信といったいわゆる非認知能力も不可欠であり、幼少期の教育により、認知能力だけでなく、いわゆる非認知能力も向上させることができると指摘している。

<sup>13</sup> こども家庭庁「令和4年度乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況調査」（令和5年9月）では、令和4年6月1日時点において、全国の1,714市町村に住民票があり、未就園で福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができないため、確認対象となった子供（未就園）は14,468人であり、その後目視による確認や出国などを確認できた子供（未就園）は14,467人である。

<sup>14</sup> こども家庭庁「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」（令和5年3月）では、こどもに発達の課題がある家庭、保護者にメンタルヘルス上の課題等がある家庭、外国にルーツのある家庭への対応の方向性や取組事例などを提示している。

<sup>15</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月

- かつては、生活に必要な能力や態度などの獲得については、大人に教えられた通りに幼児が覚えていくという側面が強調されることもあったが、幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて身に付けていく時期である。したがって、それらの獲得のためには、遊びを中心とした生活の中で、幼児自身が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くこと、あるいは必要感をもつことが重要である。
- また、幼児期は、幼児が保護者や周囲の大人との愛情ある関わりの中で見守られているという安心感に支えられながら、行動範囲を家庭から家庭の外へ、他者との関係を家族から家族以外の人々との関わりへと急激に広げていく時期である。
- 自らいろいろなことをやってみようとする活動意欲が高まる時期でもあり、いろいろな場所に出掛けて行き、様々な出来事や自然・文化的な事物・事象、人々との出会いや関わりがある過程で多様な体験をし、その直接的・具体的な体験を通して自分にとって大切なことを学び、身に付けていく。
- このように、幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが、将来にわたる健全な発達や社会の変化に柔軟に対応する力を育成することにつながる。
- 幼児が予測困難な時代を生き抜くために必要となる生きる力の基礎を培っていくためには、身体の諸感覚を通して人やものなどの環境と主体的に関わり、多様な体験をすることができる機会を保障することが必要である。

### **3. 幼児教育の基本**

- 教育は、子供の望ましい発達や健やかな成長を期待し、子供のもつ潜在的な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る崇高な営みであり、教育を受ける者の心身の発達に応じて行われるべきである。そのため、幼児期においては、前述の2. の幼児期の発達の特性を踏まえた教育を行うことが求められる。
- 幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていくため、幼児教育施設においては、3要領・指針に基づき、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」を基本としている。
- また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等は、幼児一人一人の思いや気持ちを受け止めることを通して、一人一人をかけがえのない存在として大切にすることにより、幼児が幼稚園教

---

22 日閣議決定) では、「乳幼児期は、脳発達の『感受性期』と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期である。」とされている。

諭・保育士・保育教諭等を信頼し安心感をもつことができるようにすることが求められている。幼児は信頼する幼稚園教諭・保育士・保育教諭等によって受け入れられ、見守られている安心感から生じる安定した情緒を支えとして、自らの力でいろいろな活動に取り組んでいく。また、幼児は自分以外の幼児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達との関わりの中で、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高めて、自律性を身に付けていく時期であることから、幼児が友達と十分に関わることが重要である。

- 幼児は同年齢であっても発達の個人差が著しいほか、家庭環境及び生活経験並びに入園までの幼児教育施設の利用状況などの違いがある。また、障害の有無や国籍等による文化的・言語的背景の違いなど多様な差異があるため、一人一人の特性や発達の課題<sup>16</sup>等に応じて教育を行うことが求められている。
- 「環境を通して行う教育」においては、このような幼児に対する理解に基づき、幼児の心が揺り動かされ、やりたいこと、夢中になることと出会えるような環境を幼児とともに創造していくことや、活動の流れや心の動きに即して、常にその環境が適切なものとなるよう、柔軟に再構成していくことが必要である。
- 幼児は、このように教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、気付いたり、工夫したり、試行錯誤を繰り返したりするなどの過程を通じ、達成感、充実感、挫折感、葛藤など多様な経験をしながら、様々な能力や態度を身に付けていく。また、友達と一緒に遊ぶ中で、幼児同士の人間関係を深めるとともに、目標に向けて協同して活動するようになる。そのため、幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。

---

<sup>16</sup> 幼稚園教育要領解説（平成30年2月）では、「『発達の課題』とは、その時期の多くの幼児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではない。発達の課題は幼児一人一人の発達の姿を見つめることにより見いだされるそれぞれの課題である。」とされている（33ページ参照）。

## 第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

### 1. 幼児教育の基本に関する事項

#### (1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験

- 前述の第1章2.の幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児期こそ、様々な人やものなどに直接関わり、身体の諸感覚を通してものの性質や仕組みを感じ取ったり気付いたりする体験や、自分の思いや考えを言葉にして伝え相手の思いや考えを聞く体験、自分から進んで環境に関わり新たな発見をしたり、問題を見出したり、疑問に思ったことを解決しようと試みたりする体験、幼児同士をはじめ他者との関わりにより人との関係が深まっていく体験等を積み重ねていくことが重要である。
- 一方、近年では、少子化や情報化、都市化、過疎化等が進み、幼児の遊びや生活に変化が生じている。例えば、外遊びの機会の減少<sup>17</sup>、公園等における遊びの制限<sup>18</sup>、インターネットの普及による利用年齢の低年齢化、スマホ・タブレット端末等によるゲーム時間や動画の視聴時間の増加<sup>19</sup>等が挙げられる。幼児の心身の調和のとれた発達には、自然と触れ合う体験や他者との直接的な関わりが不可欠であるが、現代では知らず知らずのうちにテレビやインターネット等を通じた視聴覚中心の疑似体験の比率が高まっている。
- また、核家族化による高齢者との触れ合いの減少や少子化による兄弟姉妹の数の減少、地域における同年齢・異年齢の子供同士の交流機会の減少など、幼児を取り巻く人と人との関係の希薄化が危惧されている。
- このように、家庭や地域において、幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要となっている。

---

<sup>17</sup> 東京都「子供の外遊びに関する意識調査」(令和4年10月)では、外遊びの機会は減少傾向にあり、デジタルデバイスの利用時間は増加傾向にある。外遊びの機会が減っている割合は、「減っている」、「どちらかといえば減っている」の合計が43.6%、デジタルデバイスの利用時間が増加している割合は、「増えている」、「どちらかといえば増えている」の合計が58.0%である。

<sup>18</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(令和5年12月22日閣議決定)では、「公園等の公共の空間では、こどもが思う存分遊びにくい状況となっている場合もある。公園等は、こどもの豊かな育ちや遊びの場として重要であることなどについて、こどもや子育てに優しい社会に向けた気運醸成を進めるために、社会全体の認識共有を図っていくことが必要である。」とされている。

<sup>19</sup> こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)」(令和6年2月)では、年齢が上がるとともにインターネットの利用率も高くなる傾向にあり、0歳15.7%、1歳33.1%、2歳58.8%、3歳58.7%、4歳72.1%、5歳79.4%である。また、通園中の子供(0～6歳)のインターネットの平日1日の平均利用時間は、98.0分(令和3年度)から108.6分(令和5年度)と増加している。

## (2) 自発的な活動としての遊び

- 前述の第1章3. のとおり、幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時の経つのも忘れ、その関わり合いそのものを楽しむことにある。幼児は、遊びにおいて、周囲の環境に思うがままに多様な仕方で関わることにより、周囲の環境に様々な意味や関わり方を発見し、このような発見の過程で、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長していく。このように、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていく。幼児の遊びには、幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習である。
- 例えば、幼児期の認識や思考は、幼児が興味・関心をもった日常生活の中の具体的な出来事や自然・文化的な事物・事象などを手掛かりとしながら直接的・具体的な体験を通して行われている。このため、知識・技能などを教え込むことではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育てていくようにすることが重要である<sup>20</sup>。
- 具体的には、幼児は遊びや生活の中で、必要感をもって数を数えたり量を比べたり、様々な形に組み合わせたりして多様な体験を積み重ね、数や量、形への感覚を養っていく。収穫した野菜の大きさや集めた木の実の量などに驚いて思わず大きさを比べたり、数を数えて友達と同じ数ずつ分け合ったり、積み木や空き箱、木の枝など、それぞれの形の特徴を捉えながら見立てたり、イメージに合わせて形を作ったりすることもある。このような直接的・具体的な体験は、算数の数量や図形などについての基礎的・基本的な概念の形成や性質などを理解する上で大きな支えとなるものである。
- また、幼児は遊びや生活の中で、互いの感じたことや考えたことを伝え合ったり、文字に自然に触れたり、物語に親しんだりして多様な体験を積み重ね、言葉への感覚や言葉で表現する力を養っていく。製作活動の中で工夫の仕方を教え合ったり、帰りの会で楽しかったことを自分なりの言葉で発表したり、ごっこ遊びの中で看板やメニューを幼児なりに読み書きしたり、絵本を読んで劇遊びに発展させたりすることもある<sup>21</sup>。このような直接的・具体的

<sup>20</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）では、「乳幼児期の安定した『アタッチメント（愛着）』は、こどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは『遊びと体験』等を通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、その過程をおとなが見守りこどもの挑戦したい気持ちを受け止め、こどもが夢中になって遊ぶことを通して自己肯定感等が育まれていくことが重要である。このような『安心と挑戦の循環』は、こどもの将来の自立に向けても重要な経験である。」とされている。また、「保護者・養育者はこどもが『アタッチメント（愛着）』を形成する対象として極めて重要であるものの、保育者など、こどもと密に接する特定の身近なおとなも愛着対象になることができる。」とされている。

<sup>21</sup> 文部科学省「令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究（読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査）」では、回答のあった120都道府県・政令市・中核市のうち法定の幼稚園教諭や保育教諭の初任者研修・中堅教諭等資質向上研修のいずれか、もしくは両方で絵本や読み聞かせに係る内容を実施しているのは28.3%、法定以外の研修で絵本や読み聞かせに係る内容を実施しているのは25.8%である。また回答のあった1,293の都道府県・政令市・中核市・その他市区町村のうち、保育士研修において絵本や読み聞かせにかかる内容を実施しているのは7.8%である。

な体験は、国語の学習の中で、言葉の働きに気付き、自分の思いや考えをもち、伝え合おうとする力の育成につながっていくものである。

- このように、幼児は、自発的な活動としての遊びを通して資質・能力を育むという学びの過程を繰り返し、小学校以降の各教科等の学習の基礎を育てている<sup>22</sup>。小学校の各教科等の学習においても、子供が心を動かし自ら試し考えながら実感をもってこそ資質・能力が育まれるものであり、幼児期に繰り返した学びの経験は小学校以降の学習に生きていく。そうした学習の中で得ていく知識・技能等は生活と遊離したものとならず、子供の自発的な知的欲求の対象となり、資質・能力の育成につながっていく。
- さらに、幼児は遊びの中で、試行錯誤しながら自分の力で行ったり友達と協力し合ったりしてやり遂げることの充実感等を味わうとともに、時には思いどおりにいかなかったり友達等との間でいざこざが生じたりするなど葛藤やつまずき等も体験し、それらを乗り越えて達成感や満足感を味わっていくことが重要であり、そうした体験も通して、忍耐力、自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育てていく<sup>23</sup>。このようないわゆる非認知能力は学びを支えていく重要なものであり、いわゆる非認知能力と認知能力は遊びや生活の中で相互に関連し、支え合って育っていくと言われている。
- このように、幼児の自発的な活動としての遊びを通した学びは、客観的・抽象的な認識や思考が発達していくことになる小学校以降の生活や学習の基盤となり、ひいては言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の基礎を培う重要なものである。なお、幼児からすると、遊ぶことそのものが楽しくて夢中になるのであり、その豊かな遊びの展開の結果として様々な資質・能力が育まれることに留意が必要である。
- 一方、3要領・指針は大綱的基準であり、それぞれの幼児教育施設において、個々の幼児の実態に即して創意工夫を行いながら教育活動を行うこととされているため、一部の幼児教育施設においては、各々の解釈により、幼児の興味・関心ではなく、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズを優先するなどし、ややもすると、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘がある。例えば、文字や数量に関わる経験については、幼児の遊びを豊かに展開することにより、幼児が自ずとそれらへの興味・関心が培われるようにすべきであるが、幼児に知識・技能を早期に獲得させることを目的として、文字や数量を機械的に暗記させたり、一人一人の思いを置き去りにした一方的な指導が行われたりすると、かえって文字や数量への興味・関心や思考力の芽を摘む恐れがあるのではないかとの指摘がある。

---

<sup>22</sup> 文部科学省「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」では、「第1章 幼児教育と小学校教育」において、それぞれの教育の特徴等を、「第2章 各教科等における学びのつながり」において、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校1年生で学習する全ての各教科等）のつながり等が解説されている。

<sup>23</sup> 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では、「こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。」とされている。

- 今後、更に少子化が進行するとともに幼児に対する保護者の期待が過熱化し、それに応える幼児教育施設の競争が激化することにより、幼児教育の基本からみて必ずしも適切とは言えない教育が行われていくことが危惧されている。
- 幼児教育施設においては、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児一人一人の興味・関心、夢中になっていること、育ちつつある資質・能力等を捉えて意図的・計画的に環境を構成し、幼児が自発的に遊ぶ中で、主体的に自己を発揮し充実感や満足感を味わったり、友達と協同して活動する楽しさを味わったりできるようにしていくことが重要である。そして、そのことが、小学校以降の学びや人間性の基礎を育み、幼児のウェルビーイング<sup>2425</sup>につながることに、今一度認識し幼児教育に当たる必要がある。
- また、ややもすると、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけとの誤解もあることから、国及び地方自治体においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、幼児教育施設はもとより、保護者や地域等に対する一層の普及・啓発に取り組んでいく必要がある。その際、保護者に対しては、妊娠期や子供が乳幼児の頃から普及・啓発を行い、幼児教育施設を選択する際には、幼児教育についての必要な知識や情報が得られているようにすることが重要である。また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が有する幼児教育の専門性や幼児教育施設における日々の教育活動についての理解促進につなげていくことも重要である。

### (3) 幼児教育において育みたい資質・能力

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針において、幼児教育において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」が、小学校以降の教育において育む資質・能力と系統的に明記された。
- このことにより、幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことが求められていることの認識が高まるとともに、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたなどの成果が上がってきているところである。
- 一方、幼児教育において育みたい資質・能力が新たに明記されたものの、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と 5 領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい

<sup>24</sup> 「教育振興基本計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）では、我が国においては、自尊感情、自己効力感など個人が獲得・達成する能力や状態に基づく「獲得的要素」と利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく「協調的要素」を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイング（「調和と協調」に基づくウェルビーイング）の実現を目指すことが求められるとされている。また、「日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、『幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）』、『学校や地域でのつながり』、『協働性』、『利他性』、『多様性への理解』、『サポートを受けられる環境』、『社会貢献意識』、『自己肯定感』、『自己実現（達成感、キャリア意識など）』、『心身の健康』、『安全・安心な環境』などが挙げられる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。」とされている。

<sup>25</sup> 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）では、「遊びは、こどもが現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸せに生きることそのものであり、ウェルビーイングにつながる。（中略）ひいては、生涯にわたるウェルビーイングにつながるため、遊びを保障することは重要である。」とされている。

姿<sup>26</sup>」との関係を理解して実践につなげていくことが難しいという指摘や、小学校関係者の中には、幼児教育において育みたい資質・能力は小学校教育に比して曖昧で捉えにくく、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの指摘がある。

- そのため、国及び地方自治体においては、幼児教育の基本を踏まえつつ、幼児教育において育みたい資質・能力と5領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係について、より実践的な調査研究を進め、幼児教育の充実につなげていくことが必要である。

#### **（４）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」**

- 平成29年告示の3要領・指針において、5領域に示されているねらい及び内容に基づく活動全体を通して、特に5歳児後半に見られるようになる資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記された。
- 平成29年告示の3要領・指針や小学校学習指導要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されたことにより、幼保小相互の連携・協働の意識が高まるとともに、幼保小の合同研修等においても「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果が上がってきているところである。
- 一方、幼児教育関係者の中には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の文言のみで幼児を捉えようとしたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に幼児を当てはめて、できる・できないと幼児を安易に評価したり、特定の姿に当てはまるよう指導したりしているなどの課題が指摘されている。また、小学校関係者の中には、各教科等の指導を行うに当たり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的にどのように活用してよいか分からないなどの課題も生じている。
- そのため、国及び地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要である。

#### **（５）幼児理解に基づいた評価**

- 幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたりする成績表のようなものではない。幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討し、教育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価である。

---

<sup>26</sup> 平成29年告示の3要領・指針では、育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」について明確化するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10の姿が示されている。

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針においては、各領域のねらいや 5 歳児については「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の視点を手掛かりとしながら、幼児一人一人のよさや可能性を把握していくとともに、指導が適切であったかを振り返り、指導の改善に生かしていくこととしている。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する到達度についての評価によって捉えるものではないことや、他の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との話し合い等を通してより多面的に幼児を捉えることなどに留意する必要がある。また、教育活動の質の向上のためには、評価を生かした指導計画等の改善はもとより、全体的な計画の見直しを図っていくことも重要である。
- さらに、各領域のねらい及び内容やそれに基づく活動全体により育まれていく資質・能力についての理解が、幼児期にふさわしい評価としての幼児理解の深まりや指導の改善につながっていく。そのため、育みたい資質・能力を念頭に、指導計画の作成、指導の評価・改善を進めていくことが求められ、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等はこれらの実施に必要な幼児教育の専門性を高めていくことが必要である。
- 実践を写真や動画などに残し可視化したいいわゆるドキュメンテーション<sup>27</sup>やポートフォリオ<sup>28</sup>などを含む日々の記録により、幼児理解に基づいた評価を行う際の参考となる情報を日頃から蓄積するとともに、このような幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有することを通じて、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切である。

## **2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項**

### **(1) 幼児教育施設における ICT の活用**

- 平成 29 年告示の幼稚園教育要領等において、視聴覚教材やコンピュータ等の情報機器（以下、「ICT」という。）の活用について、幼稚園等の生活では得難い体験を補完するなど、幼児の直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用することなどが示された。このことにより、例えば、不思議に思ったことをタブレット端末で調べてみたり、鳥や虫などの生き物の鳴き声を再生してみたり、デジタル顕微鏡で植物や虫を見て肉眼では見えない発見をしたりなど、ICTを活用して様々な取組が行われてきているところである。
- とりわけコロナ禍において、ICTは、幼児が登園できない状況下においても、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と幼児、登園できない幼児と登園している幼児をつなぐなど、幼児の学びの機会を確保する上でも重要な役割を果たし、その活用方法に広がりが見られるようになった。
- また、情報化は年々進行しており、多くの国民がコンピュータやインターネットを利用しており、家庭においてもスマートフォンやタブレット端末等によりインターネットを利用し

<sup>27</sup> 写真等を用いた子供の学びの記録や教育実践の記録を指す。

<sup>28</sup> 遊びの様子や成果などの記録や作品をファイル等に集積したものを指す。

ている5歳児が約8割となっている。また、小学校においては1年生から1人1台端末の整備が行われ、グローバル化や高度情報化社会を見据えた教育の情報化が推進されている。

- このような近年の状況に鑑み、国においては、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にはデジタル環境が含まれることを明確にし、ICTの効果的な活用方法等についてより実践的な調査研究を進めるとともに、研修プログラムの開発や研修資料等の提供を行うことが必要である。その上で、必要なデジタル環境の整備や支援について、例えば1クラスに複数台の幼児向けタブレット端末やWi-Fi等を配備したり、ICT技術者を派遣したりするなどの検討をすることが重要である。
- その際、ICTを通じて得られた体験の多くは疑似体験であり、幼児期は直接的・具体的な体験が何より重要であることを踏まえることが必要である。ICTは有効に活用することで、幼児の直接的・具体的な体験の充実を図る道具の一つになり得るため、ICTの活用に当たっては、低年齢児への弊害やリスクをはじめ、幼児の発達に即しているか、幼児の更なる意欲的な活動の展開につながるか、直接的・具体的な体験に立ち返り深めていく実践の展開があるかなどについて考慮することが重要である。また、ICTの操作の習得を目的とした活動や幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の一方的な指導の道具となることなどがなく、活用上の留意点についても併せて検討することが必要である。

## (2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導

- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある<sup>29</sup>。
- 幼児教育施設においては、障害のある幼児や外国籍等の幼児<sup>30</sup>など特別な配慮を必要とする幼児<sup>31</sup>一人一人の実態に応じた適切な支援を行うとともに、多様性・包摂性のある社会、共生社会の実現に向けて、幼児一人一人のよさや特徴が生かされる集団を形成し、友達との関わりの中で、他者への思いやりを深め、互いの特性を受け止めるなど、幼児同士が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことにより、幼児のウェルビーイングの向上につなげるとともに、幼児が共生社会の担い手として育ていけるようにすることが大切である。また、将来、特別な配慮を必要とする幼児が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが必要である。
- さらに、特別な配慮を必要とする幼児に対する指導においても、幼児教育の基本は同じで

---

<sup>29</sup> 教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）では、「社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある。」とされている。

<sup>30</sup> 外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等を指す。なお、文部科学省「令和5年度幼児教育実態調査」では、幼稚園に在園している外国人幼児等（言語や文化的背景等の違いにより、本人又は保護者への支援を要する幼児）は7,671人、在園している園数は1,888園である。

<sup>31</sup> 障害のある幼児だけでなく、障害がある可能性のある幼児も含む。

あることに留意が必要である。障害のある幼児や外国籍等の幼児など特別な配慮を必要とする幼児も他の幼児と同じように自分らしく主体的に環境と関わりながら学んでいくことができるよう、幼児の言動や表情から思いや考えなどを推察し受け止め、その幼児のよさや可能性を理解し、教育的な意図をもって適切に環境を構成することにより、一人一人の発達に応じた教育を保障していくことが重要である。

- 障害のある幼児の指導に当たっては、インクルーシブ教育システム<sup>32</sup>の実現に向けて、障害の状態等に応じた効果的な指導を行うための個別の指導計画<sup>33</sup>や、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した切れ目ない支援のための個別の教育支援計画<sup>34</sup>を作成し活用することなどにより、一人一人の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められている<sup>35</sup>。
- 一方、個々の障害の専門知識を有する幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が少ないため、幼児教育施設によっては個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成することが困難であることや、障害のある幼児への指導に関する情報が未だ十分でない中、幼児教育施設における具体的な実践については、個々の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の努力と工夫に委ねられている現状があるとの指摘がある。
- また、外国籍等の幼児への指導に当たっても、情報が未だ十分でない中、幼児教育施設における具体的な実践については、個々の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の努力と工夫に委ねられている現状があることや、そのような中で、これまでの経験が生かしづらく困難を感じている幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がいることなどが指摘されている。また、幼児が特に支障なく幼児教育施設での生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しているだけで幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の話していることを理解していない場合もあり、このような状態が続くとダブルリミテッド<sup>36</sup>となる恐れがあることが指摘されている

---

<sup>32</sup> 障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

<sup>33</sup> 文部科学省「令和4年度特別支援教育体制整備状況調査」では、個別の指導計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合について、幼稚園では83.1%、幼保連携型認定こども園では87.9%である。

<sup>34</sup> 文部科学省「令和4年度特別支援教育体制整備状況調査」では、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている人数の割合について、幼稚園では75.9%、幼保連携型認定こども園では76.5%である。

<sup>35</sup> 平成29年告示の保育所保育指針では、「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」とされている。

<sup>36</sup> ダブルリミテッドとは、2つ以上の言語を話すことができるが、どの言語も年齢相応のレベルに達していないことを指す。

る。

- こうしたことから、外国籍等の幼児については、幼児教育施設において、家庭との連携を図りながら、幼児や保護者が日本語をどの程度理解できるのかも含めて、幼児が有する文化的・言語的背景<sup>37</sup>などを踏まえ、幼児の実態に応じて遊びや生活の中で日本語に親しむことができるように配慮することが重要である。
- 幼児教育の重要性に鑑みれば、幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行っていくことが必要であり、そのためには、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の専門知識の向上を図るとともに、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作りが重要である。
- 国及び地方自治体においては、このような幼児教育施設の継続的な支援体制が充実するよう、幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携を促進するとともに、幼児教育施設が必要とする専門知識を有する人材を育成するなど人的体制の充実を図り、幼児教育施設に幼児教育アドバイザーなどを積極的に派遣し支援していくことが求められる。そして、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が有する幼児教育の専門性と外部人材が有する障害等の専門性が相まって、特別な配慮を必要とする幼児に適切な支援を行っていくことが重要である。また、園内研修等により幼稚園教諭・保育士・保育教諭等や職員の連携強化や専門知識の向上を図っていくことができるよう、特別な配慮を必要とする幼児への指導に関する研修プログラムを開発し、研修に活用できる資料や教材を提供することが必要である。

### (3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

- 幼稚園や認定こども園においては、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動として、いわゆる預かり保育が実施されている<sup>38</sup>。保護者の就労形態等の変化により、預かり保育の利用者や預かり保育を実施する幼稚園等が増加している中、預かり保育における教育活動の内容は様々となっており、実際にどのように預かり保育に取り組みばよいのか困惑している幼稚園等もあるなどの課題が生じている。
- 預かり保育を利用する幼児の中には保護者の事情により、教育課程に係る教育時間を含めて11時間在園する幼児もおり、長時間利用の幼児にとって充実し、心身の負担が少なく無理のない教育活動の工夫等が必要となっている。
- また、教育課程に係る教育時間と預かり保育に係る教育時間において行う教育内容や幼児の体験のつながりをどのように捉えていくかが課題であるとの指摘もある。とりわけ、幼稚園においては、預かり保育を担当する者の多くが非正規職員であったり、教育活動を外部委託する幼稚園もあつたりするため、教育課程に基づく活動との関連を図ることが課題になっ

---

<sup>37</sup> 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」では、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒在籍状況は、ポルトガル語11,956人、中国語9,939人、フィリピン語7,462人、スペイン語3,714人、ベトナム語2,702人、英語1,945人、韓国語・朝鮮語466人である。

<sup>38</sup> 文部科学省「令和5年度幼児教育実態調査」では、預かり保育を定期的又は一時的に実施している幼稚園は全体の90.9%、預かり保育を平日において週5日実施している幼稚園は、定期的実施している幼稚園全体の92.2%、預かり保育を平日17時以降まで実施している幼稚園は、定期的実施している幼稚園全体の86.4%である。

ている。また、預かり保育を受ける幼児と受けない幼児とでは、預かり保育の時間中の教育活動に参加している・していないという違いが起きるため、そうした違いを考慮した上で、教育課程に係る教育時間において、両者が共に充実した遊びや生活を行えるよう配慮することが必要である。

- 国及び地方自治体においては、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、必要な人的体制や教育環境を含め、より実践の質向上を図るための調査研究を進め、預かり保育の充実につなげていく必要がある。

#### **(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続**

- 幼稚園においては、保護者のニーズや就労状況等の変化により、満3歳児が在籍する園が増加している。満3歳児は本来2歳児クラスに相当する年齢であることや年度途中から入園することなどを踏まえ、当該年齢における発達や特性等を踏まえた指導について、より実践的な調査研究を進め、幼児教育の充実につなげていく必要がある。
- 幼保連携型認定こども園や保育所においては、平成29年告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針において乳児及び1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実をしたところであり<sup>39</sup>、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼児教育の充実に向けて取り組んでいるところである。
- 就園の有無も含めて多様な成育環境であることや様々な発達状況にある満3歳未満児の実態を踏まえながら、0歳から18歳の子供の発達や学びの連続性の観点や、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図っていくことが重要である。

#### **(5) 地域における幼児教育施設の役割**

- 幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子供に格差なく質の高い幼児教育を受ける機会を提供することが重要であることから、幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放することが求められる。
- 具体的には、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子供たちと遊んだり、働く人や高齢者など幅広い世代と交流したりするなどの直接的・具体的な体験が不足しているとの指摘があるため、地域の子供が幼児教育施設に在園していなくてもこのような体験の機会が得られるよう、幼児教育施設の有する園庭や園舎等を地域に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学

---

<sup>39</sup> 平成29年告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針では、乳児保育のねらい及び内容について、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」としてまとめ、示されている。また、1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示されている。

びの環境に関わることができるようにすることが重要である。未就園児の親子登園や今後全ての地方自治体で実施されるこども誰でも通園制度<sup>40</sup>等においても幼児教育の特性を生かした活動を提供することにより、子供が入園後の生活にスムーズに移行しやすくなることが期待される。そうすることで、子供の基本的な生活習慣の形成や学びの充実に寄与するのはもちろんのこと、保護者や地域の人々にも子供の魅力や子育ての楽しさ、面白さが実感として伝わっていくこととなり、ひいては地域に子供がいるという、明るい未来へとつながっていくことが期待される。

- また、近年の保護者は、教育に関する情報の多くをSNS等から得ているとの指摘があるが、インターネットの情報は我が子の状況に合ったものとは限らず、多くの情報に振り回される可能性もある。孤立を深めつつも情報過多で不安を抱える保護者が増えている中で、今後も、幼児教育施設が未就園児の保護者も含めて幼児教育施設を利用する様々な機会を提供し、子育てや教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の交流の場や機会を提供したりすることなどが重要である。
- さらに、幼児と小中高生、高齢者をはじめとする地域の人々と日常的に交流する場を作ったり、幼児教育施設が地域の企業、商店街、農家、図書館等の文化施設などと交流をしたりすることは、地域の少子高齢化や過疎化、多世代交流の機会の減少や人間関係の希薄化などが進む中、地域の中での幼児の学びの場を広げて幼児が様々な人やものと出会って関わる機会を生み出すとともに、幼児教育施設を拠点として様々な施設、団体、人々がつながりを作ることにより、地域全体が活性化し、幼児や保護者はもとより、地域住民のウェルビーイングの向上につながっていくことが期待される。
- 幼児教育施設においては、このような地域における役割を果たしていくためにも、幼児が地域の一員として、地域の中で成長していくことの重要性について発信し、保護者や地域住民の理解及び協力を得ていくことが重要である。
- なお、保護者の育児に対する考え方も変化してきており、幼児教育施設に対し、長時間預かることを求めたり、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる<sup>41</sup>。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭や地域がそれぞれの有する教育機能や役割を互いに発揮し、支え合いながら、一体となって子育てに取り組むことが必要である。とりわけ家庭は、愛情やしつけ等を通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する重要な場である。国及び地方自治体においては、保護者の家庭での養育等の重要性についても普及・啓発を行っていくことが重要である。

---

<sup>40</sup> 「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）では、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化」するために「こども誰でも通園制度」を創設することが示された。これを受けて、第213回国会（令和6年通常国会）において子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、令和7年度から法律上制度化するとともに、令和8年度からは全自治体において法律に基づく新たな給付制度が開始される。

<sup>41</sup> 保護者の就労形態の変化等により、幼児教育施設の利用開始年齢の早期化、利用時間の長時間化、利用日数の増加等の傾向が見られる。こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」（令和5年4月1日）では、1・2歳児の保育利用率は、33.9%（平成25年）から57.8%（令和5年）と増加傾向にある。

### 3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針や小学校学習指導要領等では、育成を目指す資質・能力について、幼児教育から高等学校教育までを通じて見通しをもって系統的に示されるなど、子供の資質・能力や学びの連続性を一層確保し、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることを求めている<sup>42</sup>。具体的には、小学校学習指導要領においては、幼児教育から小学校教育に円滑に移行できるよう、各教科等の指導において「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」が明記された。
- 国においては、この幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るという趣旨を実現するため、後述の第 3 章 3. のとおり、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しているところである。
- これらのことにより、一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り込まれ、幼児教育施設において、小学校の各教科等で積み重ねられてきた指導の専門性等を参考に、幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実したり、小学校において、入学当初の小学校教諭等の指導方法が変わり、児童の主体的な姿がより見られるようになってきたりしているなどの成果が上がっている。
- 一方、平成 29 年告示の 3 要領・指針や小学校学習指導要領等が施行してから間もなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により幼保小の連携・接続の取組を中断せざるをえなくなったことや、地域の教育に関する基本方針・基本計画等に幼保小の連携・接続が位置付けられていない場合があること、地方自治体の強いリーダーシップ<sup>43</sup>や幼保小の管理職の理解がないと、幼児教育施設と小学校との相互の連携・接続を進めることは容易ではないこと、さらには小学校関係者の中には、幼児教育において育みたい資質・能力は小学校教育に比して曖昧で捉えにくく、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようなつながっているのか理解することが難しいなどの意見<sup>44</sup>もあることなど、様々な理由から、全国的に見ると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であるという課題も生じている。
- また、文部科学省「令和 4 年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によれば、小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また、不登校児童の増加率が高い<sup>45</sup>ことを踏まえると、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小接続期の

---

<sup>42</sup> 平成 29 年告示の 3 要領・指針では、幼児教育施設における教育が、「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする」とされている。また、小学校学習指導要領では、教育課程の編成に当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」することとされている。

<sup>43</sup> 例えば、地方自治体において、幼保小の連携先の園・校を設定する、園・校の幼保小の担当者一覧を作成する、幼保小が連携する日を設定する、管理職研修のテーマに幼保小の接続を位置付ける、幼保小の合同研修を開催することなどにより、幼保小が連携・接続に取り組みやすい環境づくりをすることが考えられる。

<sup>44</sup> 幼児教育関係者の幼児教育において育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する意見については、第 2 章 1. (3) 及び (4) 参照。

<sup>45</sup> 文部科学省「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」では、いじめの認知件数は、小・中・高等学校段階において、小学校低学年が最も多く、また、不登校については小学校 1 年生、2 年生の不登校児童生徒数がそれぞれ令和 2 年度から約 2 倍、約 1.9 倍と、他の学年と比べて大きく増

教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要である<sup>46</sup>。

- とりわけ、大きく増加している小学校低学年における不登校については、その要因分析を更に進める必要があるが、例えば、幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供が不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなることや、幼児教育施設での学びが生かされず小学校がゼロからのスタートになってしまうと、小学校での学習が退屈でつまらないものになってしまう恐れがあることが指摘されている。また、幼児教育施設において、小学校の各教科等の学習を子供の主体的な活動から離れて一方的に指導することなどは、子供の興味・関心の芽を摘むばかりでなく、子供が小学校の各教科等で学習する楽しみを奪うことにつながるのではないかとの指摘もある。
- こうした状況を踏まえ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るに当たっては、まずは、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要である。その上で、幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な豊かな体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすること、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要である<sup>47</sup>。
- この点について、幼児教育においては、子供は生まれながらにして自ら学びを展開していく力を有しており、幼児は幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に基づく安心感に

---

加している。また、小学校の不登校の要因は、「無気力・不安」(50.9%)、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」(12.6%)、「親子の関わり方」(12.1%)、「いじめを除く友人関係をめぐり問題」(6.6%)、「学業の不振」(3.2%)、「家庭の生活環境の急激な変化」(3.2%)が上位である。

<sup>46</sup> 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)では、「低学年の不登校児童生徒への支援については、幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼児教育施設」という。)における幼児教育から小学校教育との円滑な接続が重要である。子どもの発達や学びが連続するよう、幼児教育施設と小学校の教職員が教育課程編成・指導計画作成等を工夫するとともに、子どもが抱えている課題、生活や学習で感じている困難さについて早期に把握し、支援につなげていく必要がある。そのためには、幼児教育施設、小学校、家庭が連携し、学びの成果や支援をつなげていく必要がある。特に、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有する中で、教職員はもとより、保護者等が子どもについての理解を進める中で、関係者が一体となった支援が求められる。幼保小の接続期の教育の質向上に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』(令和3年7月8日設置)において『幼保小の架け橋プログラム』の開発や推進体制の整備等について議論されているところであり、それらを踏まえ一層の幼保小の連携・接続を推進することとしている。また、家庭にも幼児期の家庭教育の重要性を伝えていく必要がある。」とされている。

<sup>47</sup> 平成元年告示の小学校学習指導要領では、小学校低学年の教育全体の充実を図る観点から、低学年に生活科を創設し、体験的な活動を通して総合的な指導を一層推進することとされた。平成20年告示の小学校学習指導要領解説生活編の中で、幼児期の学びから小学校教育への円滑な接続を目的としたカリキュラム編成の工夫としてスタートカリキュラムが示され、平成29年告示の小学校学習指導要領では、第1章総則で、生活科を中心とするスタートカリキュラムの編成・実施について規定されるとともに、低学年の各教科等にも同旨規定が置かれ、教育課程全体を視野に入れた取組とすることとされるなど、幼児教育との接続が図られてきている。

<sup>48</sup> 小学校の各教科等においても、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行うとともに、子供の生活の流れの中で、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が発揮できるような工夫を行いながら、幼児期に育まれた資質・能力を徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。

支えられながらその力を発揮していくという考えの下に、幼児が自分を取り巻く環境に自らの動機・意欲をもって関わるという幼児の主体的な活動を確保することを重視している。そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等は、あくまで活動の主体は幼児であり、幼児の活動が生まれやすく展開しやすいように意図的・計画的に環境を構成し、幼児一人一人の発達の特성에応じた指導を行うとともに、集団生活の中で、幼児が互いに影響し合うことを通して、一人一人の発達を促している。

- また、小学校以降の教育においては、現在、多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるよう、「令和の日本型学校教育」の実現を目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくことが求められている。
- こうした小学校以降で進められている教育の方向性は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっていると考えられ、小学校においても「環境を通して行う教育」を参考に取り入れていくことは有効であると考えられる。
- かつて、一部の小学校においてそうした取組が試みられた際には、その環境整備に係るインシヤルコストが課題であったが、GIGAスクールの一人一台端末の環境整備が進んだ現在においては、子供が求める経験や知識に自ら自由にアクセスすることが可能であるなど、いわばデジタル学習基盤とも言える環境が整備されつつあることから、「環境を通して行う教育」の省力化と高度化が可能になっていると考えられる。
- このため、小学校教育においては、多様な児童の一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供に向けて、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。また、その際、効果的な教育実践に向けて、幼保小で協働して取り組んでいくことも必要である<sup>49</sup>。

---

<sup>49</sup> 「今後の教育課程、学習指導、学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理」(令和6年9月18日)では、「特に幼児教育と小学校教育の連携・接続については、『架け橋プログラム』の成果も踏まえつつ、資質・能力の育成に向けて、幼児教育の学びと連続性のある学びを小学校教育でも実現するといった観点のみならず、小学校教育以降の資質・能力の育成に繋がる多様な体験をいずれの幼児教育施設でも経験できるようにするといった観点も含め、幼児教育と小学校教育が相互にその教育の良さを取り入れていくためにはどうすればよいか検討すべき。」とされている。

## 第3章 必要な条件整備

### 1. 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

- 地方自治体においては、複数の施設類型が存在し、私立園が多い幼児教育の現場において、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼保担当部局の連携・協働や一元化を一層推進することが重要である。
- その際、幼児教育と小学校教育との円滑な接続、さらには0歳から18歳までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の一貫性・連続性を確保する観点から、設置者や施設類型を問わず、国公私立の幼児教育施設における教育に関する指導・助言、研修の実施、専門人材の育成等については、児童福祉等の担当部局とも連携しつつ、教育委員会が積極的に関与して役割を果たしていくことが必要である。
- 具体的には、地方自治体においては、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、設置者や施設類型を問わず、教育委員会が一元的に所管したり、又は他の関係部局が所管する場合においても教育委員会が一定の責任を果たす組織体制を構築したりすることなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要である。教育委員会においては、このような役割を積極的に果たしていくため、幼児教育の専門性を有する指導主事等を配置し、指導力の向上を図っていくことが期待される。

### 2. 今後の幼児教育施設の在り方

- 我が国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児教育を、国公私立の幼児教育施設が3要領・指針に基づく教育活動を行うことにより提供してきている。その中でも、私立の幼児教育施設が全体園児数の約8割を受け入れて行うなど、その果たしている役割は非常に大きい<sup>50</sup>。私立幼稚園等においては、建学の精神に基づく創意工夫の下で、特色ある教育活動が行われてきているところである。
- また、幼児教育施設は幼児教育を行うだけでなく、前述の第2章2.(5)のとおり、保護者の子育てに対する相談や情報提供、保護者同士の交流の場となるとともに、地域の社会資源や人的資源をつなぐ交流の拠点として、地域全体の活性化や地域住民のウェルビーイングの向上においても重要な役割を果たしている。
- 国においては、今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることを見込まれる中、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供に格差

---

<sup>50</sup> 文部科学省「令和6年度学校基本調査」(速報値)では、幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む。以下、同じ)の園児数合計757,880人のうち私立幼稚園の園児数は669,051人(88.3%)、幼保連携型認定こども園の園児数合計862,159人のうち私立幼保連携型認定こども園の園児数は760,494人(88.2%)である。また、厚生労働省「令和4年社会福祉施設等調査」では、保育所(保育所型認定こども園を含む。以下、同じ)の園児数合計1,964,132人のうち私立保育所の園児数は1,414,426人(72.0%)である。

なく質の高い幼児教育を保障するという観点や、幼児教育施設が地域社会の維持・発展にとって重要なインフラであるという観点から、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後の在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を実施しその結果を共有するなどの支援を行っていくことが必要である。

- また、とりわけ公立幼稚園が、他の幼児教育施設に比して、少子化や共働き世帯の増加等の影響により著しく減少を続けている<sup>51</sup>ことにも注視が必要である。公立幼稚園は、これまでも幼稚園教育要領を着実に実践し、その専門的知見やノウハウを他の幼児教育施設に提供するなど、地域の幼児教育の質向上において重要な役割を果たしてきており、今後もその役割を果たすことが重要である。
- 具体的には、公立幼稚園は、地域の幼児教育の質向上に向けて、①幼児教育の拠点園として、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施するとともに、他の幼児教育施設等に開いた研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる役割、②小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設等（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する役割、③障害のある幼児や外国籍等の幼児を含む全ての幼児に質の高い幼児教育の機会を保障する役割、④域内の他の幼児教育施設や地方自治体との人事交流を通じて地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する役割、⑤幼児教育の重要性や幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する役割などを果たしていくことが重要である。
- 地方自治体は、このような地域における公立幼稚園の役割を踏まえ、域内において公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割を果たせるよう、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、公立幼稚園における3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行などについて検討することが必要である。なお、既に公立幼稚園がない地方自治体においては、公立の認定こども園や保育所等が地域の幼児教育の拠点園となり、地域の幼児教育の質向上に向けて、前述のような役割を果たしていくことが重要である。
- 国立大学附属幼稚園においては、大学の教員養成課程とも連携しつつ、幼児を取り巻く社会情勢の変化の中で教育課題に係る先進的な実践研究を行い、当該研究の成果を附属幼稚園における公開保育や県内の公立幼稚園等との交流人事、指導資料の開発等を通じて普及を図ってきた。また、地域とも連携して、県内の公立幼稚園等における実践も通じて他の幼児教育施設への展開を進めてきたところである。今後もこれらの取組を通じて、広域のネットワークを形成しながら、地域の幼児教育を牽引する役割を果たしていくことが重要である。
- 近年、認定こども園が増加傾向にあるほか、就園の有無も含めて多様な環境や様々な発達状況にある満3歳未満児の状態を踏まえながら、満3歳以上児の教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育

---

<sup>51</sup> 公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）は、平成27年には4,321園あったものの令和4年には2,910園まで減少している。また「令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」において、今後5年以内に公立幼稚園の統廃合を行う予定があると回答のあった地方自治体のデータを収集したところ、令和9年度末までに193園の公立幼稚園が廃園等するとともに、114園が認定こども園に移行する予定となっている。

の内容の充実を図っていくことが求められている。国立大学においても、そのような教育研究を進める観点から、地域の教育課題等を踏まえつつ、附属幼稚園の認定こども園への移行を検討することも考えられる<sup>52</sup>。

### 3. 幼児教育施設への支援体制

#### (幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の配置・活用)

- 地方自治体は、地域における幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、設置者や施設類型を問わず、教育活動への指導・助言等の役割を担う幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の配置、それらの活用を推進することが重要である。
- 国は、幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等の果たす役割を踏まえ、法令等に明確に位置付けることについて検討するとともに、どの地域においても幼児教育センターや高い専門性を有する幼児教育アドバイザー等が活用され、地方自治体、特に教育委員会のリーダーシップの下で各幼児教育施設がつながるネットワークが構築されるよう、地方自治体への財政支援も含めて検討すべきである。
- とりわけ、急速な人口減少の進行により、小規模市町村などにおいては幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の確保が一層困難になることが予測される中、都道府県においては、自ら設置する幼児教育センターの活用（対面・集合型の研修だけでなく、オンデマンド型又は同時双方向型のオンライン研修の実施等を含む）や幼児教育アドバイザー等の派遣により域内の市町村を支援するほか、政令市や中核市等が設置する幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を近隣の市町村も活用することができるよう広域連携を促進することにより支援していくことが必要である。

#### (地域一体で幼児教育の質を高め合う体制作り)

- 幼児教育の質向上に向けて、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を高めるために絶えず研修等に励むことは不可欠であり、地方自治体が主催する研修や幼児教育施設における園内研修や公開保育など、様々な取組が行われているところである<sup>53</sup>。例えば、効果的な研修の一つとしては、参加者が課題意識をもって研修に取り組み、実践と省察を繰り返しながら新たな気づきを得られるよう、研修と教育実践の往還を繰り返す研修の実施に向けた

---

<sup>52</sup> 国立大学附属幼稚園の例としては、全国で初めて令和6年度より奈良教育大学附属幼稚園が幼保連携型認定こども園へと移行している。

<sup>53</sup> 地方自治体が主催する取組だけでなく、幼児教育施設が相互に支え合いながら専門性の向上を目指す自律的な取組例として、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が実施している公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ）が挙げられる。幼児教育の質向上に向けて、地方自治体が幼児教育関係団体と連携し、当該団体の研修リソースも活用しながら、地域における研修体制の充実を図っていくことも重要である。

動きがみられる<sup>545</sup>。幼児が主体的に遊ぶ姿や学びの過程といった実践事例のエピソードを持ち寄ってドキュメンテーションやポートフォリオ等も活用しつつ「対話」することを重視した研修や、日常的に保育を見せ合うことなどにより、日々の教育実践や園内研修の質を高め、ひいては地域の幼児教育の質の向上を図っていくことが期待されている。

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針において、教育内容に関して一層の整合性が図られ、「環境を通して行う教育」が行われるとともに、国においても設置者や施設類型を越えて一体的に幼児教育の質向上を図る取組、例えば「幼保小の架け橋プログラム」などが進められてきている中、地方自治体における研修や幼児教育施設における公開保育などについても、設置者や施設類型を越えて行われるようになってきているところである。
- 地方自治体においては、このような取組を一層進めていくため、教育委員会や幼児教育センター等が中核となり、地域の幼児教育のビジョン（期待する子供像や育みたい資質・能力等）を明確にするとともに、設置者や施設類型を問わない幼児教育施設の合同研修の実施や幼児教育アドバイザー等の育成に取り組んでいくことが必要である。とりわけ研修については、幼児教育施設が抱える課題やニーズ、国及び地方自治体の政策の動向等を踏まえつつ、内容や方法について、随時見直しを図ることが求められる。
- また、国公立の幼児教育施設がそれぞれの役割を發揮しつつ、公開保育等を通じて相互に取組を共有し学び合う機会を確保するため、例えば、国公立の幼児教育施設をつなげるネットワークやプラットフォームを構築し、国公立園の最新の実践研究に基づいた教育活動を公開保育や研修等を通じて、設置者や施設類型を問わず域内の幼児教育施設間で共有できるようにすることなどが考えられる。その際、小学校もネットワークに組み入れることで、幼保小の円滑な接続、さらには幼保小接続期の教育の質向上を図っていくことも期待される。
- なお、公開保育については、園外だけでなく園内で異なるクラスの実践を相互に見合うことなども含め、日常の実践を短時間で気軽に見合うなどの方法も考えられる。幼児教育施設の実情に応じて、可能な限り負担が重くなり過ぎず、互いに気付きや学びを深めその意義や価値を実感できる方法を工夫して取り組むことが重要である。
- さらに、地域において幼児教育施設の園内研修や公開保育等を推進していくためには、自園はもとより、他園の園内研修・公開保育等の企画・実施も行える地域の研修コーディネーター等を育成していくことが重要である<sup>56</sup>。また、研修コーディネーター等が研修の企画・

---

<sup>54</sup> 独立行政法人教職員支援機構『「研修観の転換」に向けたNITSからの提案（第1次）～豊かな気付きの醸成～』（令和6年4月16日）では、豊かな気付きが醸成される学びに向けた研修、自己の在り方を意識して課題の本質に向き合うための「探究型」研修など、「研修観の転換」に向けたNITSの戦略方針が示されている。

<sup>55</sup> 中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）』（令和4年12月19日）では、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けては、子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現するとともに、教職生活を通じた学びにおいて「理論と実践の往還」を実現することが求められると示されている。本答申も踏まえ、教職員支援機構においては新たな教師の学びの姿の実現に向けて「探究型」研修の開発をはじめ研修全体の質の向上を図る取組が進められている。

<sup>56</sup> 研修コーディネーターの育成については、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が実施している公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ）においてECEQコーディネーターを育成するなど、多様な取組が行われている。

実施を行うに当たっては、教育委員会や幼児教育センター、幼児教育アドバイザー等から助言を得つつ、その地域や園の課題や実情に応じたテーマを取り上げるなど効果的な研修となるようにすることが重要である。

- 教育実践を積んできた中堅の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が、ネットワークを通じた学び合いの中で、自園以外で公開保育のファシリテーターやコーディネーターといった役割を担うことにより、当該人材のスキルアップだけでなく、地域全体の幼児教育の質向上を担う幼児教育アドバイザー等の育成にもつながることが期待される。
- こうした状況などを踏まえ、国立教育政策研究所幼児教育研究センター（以下、「N I E Rセンター」という。）において、E C E R S<sup>57</sup>やS S T E W<sup>58</sup>等を参考にしながら、日本の文化的な背景等を踏まえつつ、日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を進めているところである<sup>59</sup>。
- このような日本独自の質評価指標の開発やその活用方法について周知を進め、地方自治体の幼児教育アドバイザー向けの研修等や幼児教育施設における園内研修等における活用を促進するとともに、幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化などを進め、地域における幼児教育の質向上を図ることが期待される<sup>60</sup>。

#### （「幼保小の架け橋プログラム」の推進）

- 国においては、令和4年度より「幼保小の架け橋プログラム」を推進してきているところであるが、全国的に見ると未だ十分とは言えない状況であることから、引き続き、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実のための取組を一体的に推進することが重要である。幼保小において、相互に教育実践を見合ったり合同研修を行ったりすることや架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの策定等を進め、育みたい資質・能力や遊び・学びのプロセス、教育活動について相互理解を図り、幼児教育及び小学校教育の充実並びに幼保小の円滑な接続を図ることが必要である。
- そのため、地方自治体においては、教育委員会が中心となり、児童福祉等の担当部局とも連携を図りながら、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の活用を推進するとともに、架け橋期のコーディネーターの配置・育成等を進め、「幼保小の架け橋プログラム」促進のための体制を構築することが重要である。国においては、地方自治体によって「幼保

---

<sup>57</sup> 米国で開発された3歳以上の集団保育の質を測定する尺度（Early Childhood Environment Rating Scale）の略。

<sup>58</sup> 英国で開発された2歳から5歳の保育の質を測定する尺度（Sustained Shared Thinking and Emotional Well-being）の略。

<sup>59</sup> N I E Rセンターは、日本独自の質評価指標の開発の目的として、保育現場で活用する場合、評価・評定のみが目的ではなく、研修等の場で保育実践を捉えたり振り返ったりするための観点の一つとして提示し、質評価指標の項目をきっかけとして保育実践について語り合い、保育実践の改善や向上に活用していくことを目指すとしている。

<sup>60</sup> 幼児教育施設は、それぞれの関係法令により自己評価の実施・公表が義務付けられている。自己評価の結果を踏まえてカリキュラムや実践等の改善を行うことや、結果の公表により、保護者や地域に適切に説明責任を果たし、教育活動への理解や参画を得るなど、幼児教育の質向上につながる実効性のある自己評価を行うことが重要である。

小の架け橋プログラム」の取組状況に差があるとの指摘があることを踏まえ、このような地方自治体の取組が全国的に行われるよう支援することが必要である。

#### **4. EBPM<sup>61</sup>の推進**

##### **(大規模縦断調査等の実施)**

- 本有識者検討会において、平成 29 年告示の 3 要領・指針に基づく教育活動の成果と課題について検討を行ったが、引き続き、国内の幼児教育施設における教育活動の実施状況等について把握し、検討を進める必要がある。
- 諸外国では、子供のデータを収集した長期縦断研究などが国の政策形成に有効と考えられ、国のプロジェクトとして取り組まれている。こうした諸外国の施策や OECD における幼児教育の議論等の海外動向についても調査研究を行いその状況や成果を把握し、今後の我が国における幼児教育の在り方に関する検討に活かすことが重要である。
- また、我が国においても、幼児教育の研究に取り組み、当該研究から得られたエビデンスに基づく政策形成により質の高い幼児教育を保障するとともに、幼児教育の重要性について、エビデンスを示しながら社会に対し一層の理解・啓発を図っていくことが重要である。
- この点については、令和 6 年度から、国において幼児教育に関する大規模縦断調査において追跡調査が実施されており、質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びの連続性を踏まえつつ、幼児教育の実践（カリキュラム、環境の構成方法等）や幼児教育の質がその後の子供の成長に与える影響等に関するデータの収集等が行われているところである。
- 今後、国及び地方自治体において、幼児教育の教育課程、指導、評価等をはじめ幼児教育政策について更なる検討を行うに当たっては、これらの調査結果等から得られたエビデンスを生かし、幼児教育の研究者や実務家との協議を重ねながら進めていくことが必要である。また、国及び地方自治体において基本的な方針を示しつつ、幼児教育政策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

##### **(幼児教育の調査研究拠点の整備及び研究ネットワークの構築)**

- 幼児教育政策に関する EBPM を推進するためには、国内の幼児教育の調査研究拠点を整備するとともに、研究ネットワークを構築することが必要である。
- 平成 28 年 4 月、N I E R センターが設置<sup>62</sup>され、幼児教育に関する国内の研究拠点としての役割を担ってきている。これまでも、3 歳児から 7 歳児を対象とした縦断調査（社会情緒的スキル、認知的スキル、生活スキル等の発達やその影響、家庭環境や保育者・教師の関

---

<sup>61</sup> 証拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making) の略。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）等において、EBPM の取組強化を図ることとしている。

<sup>62</sup> 幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて（報告書）」（平成 28 年 3 月）参照。

わりとの関連に関する質問紙調査等)、日本の幼児教育の文化・文脈に沿った質評価指標の開発や研修等での活用方法の検討など、様々な調査研究において成果を上げてきているところである。

- 今後、幼児教育におけるエビデンスに基づく政策形成の重要性が高まるにつれて、N I E Rセンターの国内の調査研究拠点の中核としての役割が一層重要である。また、N I E Rセンターにおいては、大学や地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等とそれぞれの特性や強みを踏まえつつ連携・協力を図り、国内外の研究ネットワークを構築することが期待される。当該ネットワークの構築に当たっては、幼児教育の関連領域だけでなく、周辺領域の各学会や研究機関まで範囲を広げて取り組むことが重要である。
- さらに、これまでに都道府県では36道府県、市町村では97市町村において幼児教育センターが設置<sup>63</sup>され、各幼児教育センターにおいて架け橋期のカリキュラムに関する調査研究などが行われてきている。このような取組についての情報を共有できるようなネットワークを、N I E Rセンターを中核として構築し、地方自治体の取組とN I E Rセンターの調査研究が相まって、我が国全体の幼児教育の振興へとつなげていくことが重要である。

---

<sup>63</sup> 文部科学省「令和5年度幼児教育実態調査」参照。

## おわりに

本有識者検討会は令和5年12月に設置されて以来、合計12回にわたり、幼児教育施設における3要領・指針に基づく教育活動の成果及び課題、必要な条件整備等について議論を重ねてきた。

その過程においては、幼児期の発達の特長や、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした指導、「環境を通して行う教育」などの幼児教育の基本について再確認するとともに、少子化、情報化、都市化、過疎化等が進む中、幼児教育施設においては、幼児に身体の諸感覚を通じた豊かな体験を提供したり、地域に施設等を開放して保護者等の子育て相談・地域の人々の交流拠点となったりすることが期待されるなどの意見が出された。また、幼児教育施設においては、小学校以降につながる資質・能力の育成の認識が高まったり、小学校教育との接続を意識した実践が行われたりするなど、3要領・指針に基づく実践が行われるようになってきているなどの成果が上げられたところである。

一方、未だ幼児教育施設はもとより、保護者や地域、ひいては国民において幼児教育を適切に理解している者が一部にとどまることや、3要領・指針に基づく幼保小の接続の取組なども全国的に見ると未だ不十分であるなどの課題も指摘がなされたところである。また、幼児教育施設におけるICTの活用や特別な配慮を必要とする幼児への指導、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育など、現代的諸課題について一層の調査研究を進める必要があるなどの意見が出された。

言うまでもなく、我が国の幼児教育の質向上を図るためには、幼児を取り巻く状況等を踏まえながら、幼児教育施設において3要領・指針に基づく教育を実現していくことが非常に重要であり、本最終報告においては、現時点における3要領・指針に基づく教育活動の成果や課題、3要領・指針の趣旨の実現に向けた具体的な方策等について取りまとめた。

なお、本有識者検討会においては、中間整理に対する関係団体のヒアリングを行い、関係団体からは様々な意見が出された。幼児教育施設が保護者や地域のニーズ等の変化に応じて対応してきた結果、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育機能の区別がなくなりつつあるのではないかという意見や、3要領・指針をはじめ、国の制度の一元化を検討すべきではないかなどの意見も出されたところである。

この点については、今後、文部科学省において、我が国の将来の社会情勢、国内の調査研究の成果や国際的な幼児教育の動向等を踏まえつつ、全ての幼児に質の高い幼児教育を保障するという観点から、我が国の幼児教育の在り方について検討されることを期待したい。

文部科学省においては、こども家庭庁をはじめとする関係省庁、地方自治体の教育委員会、首長部局、幼児教育関係者、小学校教育関係者等と連携・協力し、本最終報告の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められる。また、今後、本最終報告も参考にしつつ、より多くの有識者や関係者の参画を得ながら、幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関し具体的な検討を行っていくことが望まれる。

地方自治体の教育委員会、首長部局、幼児教育関係者、小学校教育関係者、保護者・地域に

おいては、本最終報告の提言について、それぞれの立場から自分の課題として受け止め、自園・校、地域ではどのように実現できるかなど、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実に向けて、対話・議論を一層進めていただくことを期待する。

(参考1)

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会  
審議経過

【第1回】令和6年1月25日(木) 16:00~18:00

- 主な論点案について
- 委員による意見交換

【第2回】令和6年2月13日(火) 10:00~12:00

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第3回】令和6年2月26日(月) 15:00~17:00

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第4回】令和6年3月11日(月) 10:00~12:00

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第5回】令和6年3月21日(木) 15:00~17:00

- 必要な条件整備について
- 地方自治体からの発表
- 委員による意見交換

【第6回】令和6年4月18日(木) 15:30~17:30

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員、外部有識者からの発表
- 委員による意見交換

【第7回】令和6年5月28日（火） 15：30～17：30

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について

○委員、外部有識者からの発表

○委員による意見交換

【第8回】令和6年6月19日（水） 10：00～12：00

○中間整理案について

○委員による意見交換

【第9回】令和6年7月24日（水） 10：00～12：00

○中間整理案について

○委員による意見交換

【第10回】令和6年8月9日（金） 15：30～17：30

○関係団体ヒアリング

○委員による意見交換

【第11回】令和6年8月22日（木） 10：00～12：00

○関係団体ヒアリング

○委員による意見交換

【第12回】令和6年9月20日（金） 13：30～15：30

○最終報告案について

○委員による意見交換

(参考2)

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

委員名簿

◎：座長、○：座長代理（職名は、令和6年4月1日現在）

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| ○ 秋 田 喜代美 | 学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授                   |
| 大豆生田 啓友   | 玉川大学教育学部教授                            |
| 尾 上 正 史   | 学校法人福岡幼児学園紅葉幼稚園理事長                    |
| 河 合 優 子   | 聖徳大学大学院教職研究科、教育学部教授                   |
| 岸 野 麻 衣   | 福井大学大学院連合教職開発研究科教授                    |
| 古 賀 松 香   | 京都教育大学教育学部教授                          |
| 坂 崎 隆 浩   | 社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり<br>理事長、園長       |
| 佐 藤 友 信   | 江東区立東陽小学校長                            |
| 汐 見 稔 幸   | 東京大学名誉教授                              |
| 鈴 木 みゆき   | 國學院大學人間開発学部教授                         |
| 高 橋 慶 子   | 目黒区立みどりがおかこども園長                       |
| 田 中 孝 尚   | 神戸大学附属幼稚園長・副園長、小学校長                   |
| ○ 奈 須 正 裕 | 上智大学総合人間科学部教授                         |
| 鍋 田 桂 子   | 横浜市立茅ヶ崎南保育園長                          |
| ◎ 無 藤 隆   | 白梅学園大学名誉教授                            |
| 若 山 育 代   | 富山大学教育学部准教授                           |
| 渡 邊 英 則   | 学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり<br>幼保園長、港北幼稚園長 |

# 幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

## 遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”

～「やってみたい」から始まる学びの芽（知識・技能や思考力等の基礎、学びに向かう力）の育成～

幼稚園等においては、子供たちに遊びを通して資質・能力を育んでいること、その資質・能力は小学校以降の学習や生活の基盤となっていること等について、子供たちの遊んでいる姿や幼児教育施設と小学校の先生のインタビューを交えながら解説しています。

動画  
コンテンツ



材料の小麦粉の量を比べたりするなど

幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力



表現力などの育成につながっていきます

小学校の学習や生活の基盤となっている  
幼児期に遊びを通して育まれた資質・能力

動画コンテンツ：<https://www.youtube.com/watch?v=UxfAl3XWfGo>



# 幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

## 幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？

幼児教育と小学校教育の接続について、幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習のつながりを見える化し、幼保小の相互理解を促進するための参考資料です。

第1章「幼児教育と小学校教育」においては、それぞれの教育の特徴等を解説し、第2章「各教科等における学びのつながり」においては、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校一年生で学習する全ての各教科等）とのつながり等を解説しています。

参考資料  
(冊子)

幼稚園等の  
遊びを通した  
学び



**幼児期の遊びを通した学び** と **算数科 数と計算** とのつながり

幼稚園等の遊びを通した学びは、数と計算の学習とつながります。例えば、おもちゃの数を数える、お皿の数を確認する、お菓子の数を数えるなどの遊びは、数と計算の学習につながります。

幼児教育を通じて育まれた10の姿

- 数量や図形、文字への関心・意識
- 思考力の芽生え

小学校の各教科等における資質・能力とのつながり

- 数のまとまりに慣らし、数の大きさの比べ方や数え方を考える力
- よりよく数えたり比べたりする活動の中で、数のまとまりを理解し、10のまとまりをつくることや10といくつと分けることなど、十進法理解の基盤となる力

小学校の  
授業展開例



**おおきいかず** 【算数科 数と計算】とのつながり

幼児期の遊びを通した学びは、おおきいかずの学習とつながります。例えば、おもちゃの数を数える、お皿の数を確認する、お菓子の数を数えるなどの遊びは、おおきいかずの学習につながります。

【授業展開例】

おおきいかずの学習は、おもちゃの数を数える、お皿の数を確認する、お菓子の数を数えるなどの遊びとつながります。

おおきいかずの学習は、おもちゃの数を数える、お皿の数を確認する、お菓子の数を数えるなどの遊びとつながります。

幼児教育及び小学校教育関係者向け参考資料  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/youchien/mext\\_02697.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html) (文部科学省HP)



書籍情報はこちらから  
[https://www.toyokan.co.jp/products/5659?\\_pos=1&\\_sid=6530f6695&\\_ss=r](https://www.toyokan.co.jp/products/5659?_pos=1&_sid=6530f6695&_ss=r) (東洋館HP)

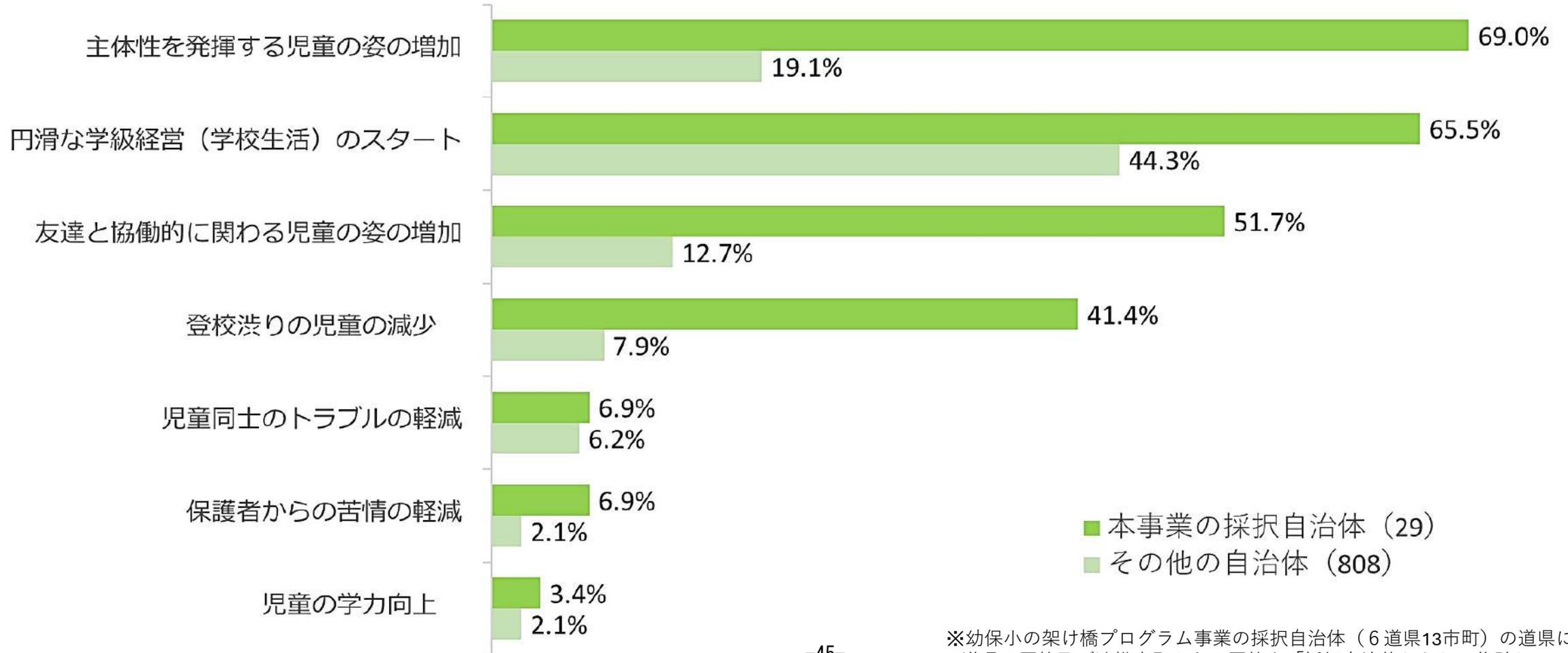


# 幼保小の架け橋プログラムの成果

(幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。  
(当てはまるものを全て選択)

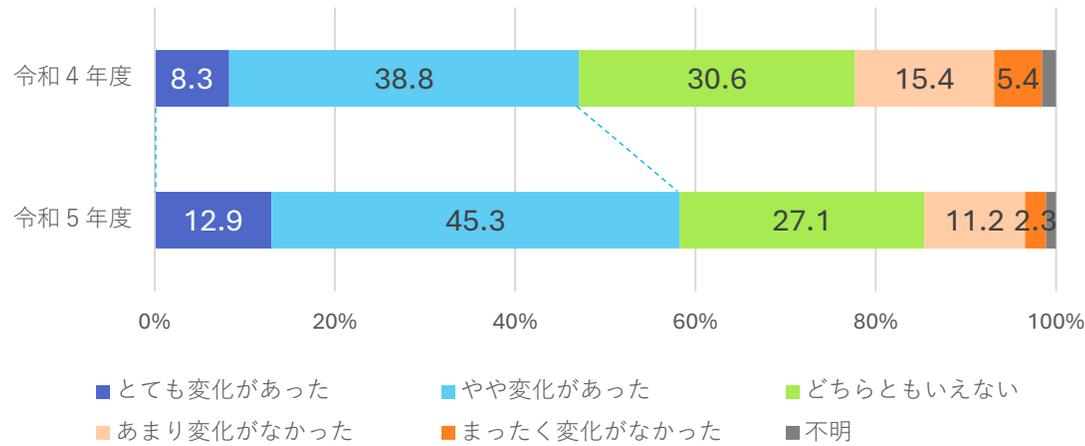
## 【改善された小学校の課題（令和5年度）】



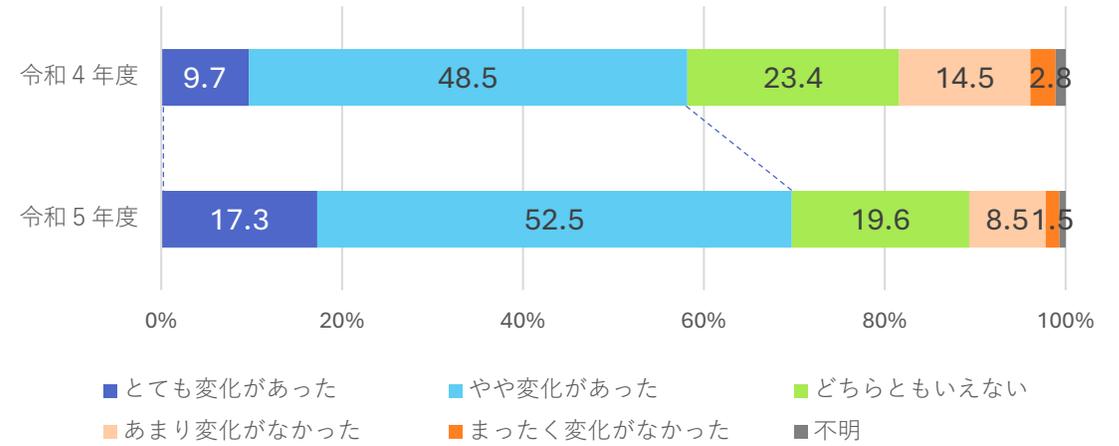
※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体（6道県13市町）の道県においては、道県の回答及び連携市町からの回答を「採択自治体」として集計している。

Q. 今年度の幼保小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。

幼児教育施設（管理職）

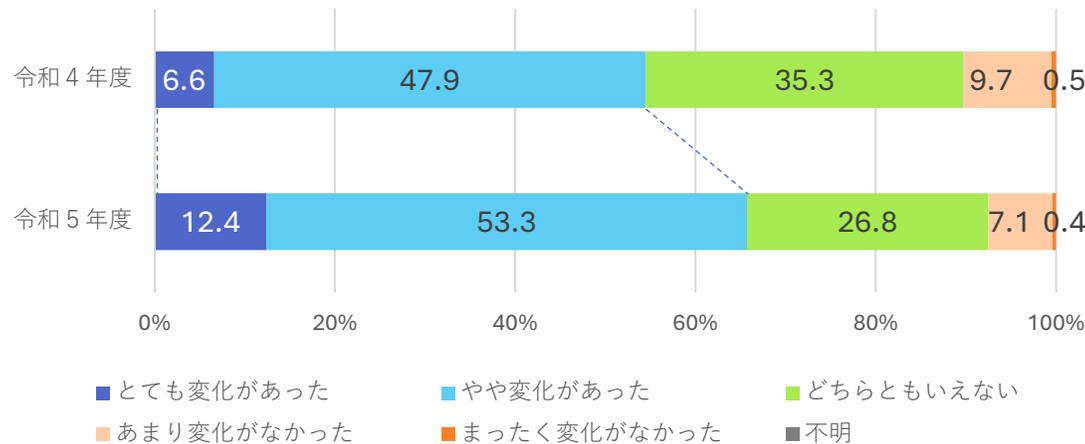


幼児教育施設（学級担当）

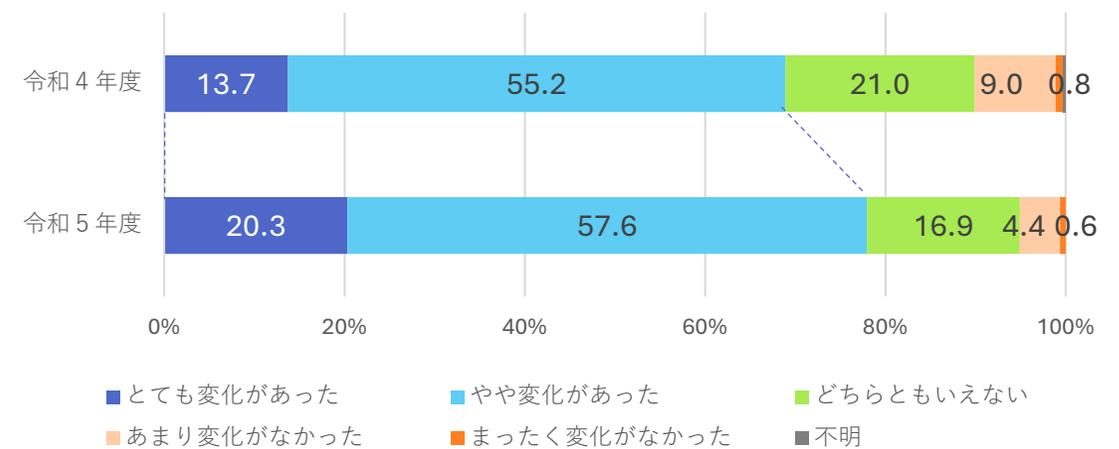


○ 幼児教育施設においては、小学校教育を見通し、人前で自分の意見や気持ちを話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような働きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

小学校（管理職）



小学校（学級担当）



○ 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

# 幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業



## 現状・課題

- ・幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要**である。
- ・国においては、この趣旨を実現するため、**モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証**を行ったところ、**小学校入学当初の先生の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果**が上がっている。
- ・一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において**幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要**である。

## 事業内容

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣**を行うなど、**各地域における「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進**を図る。

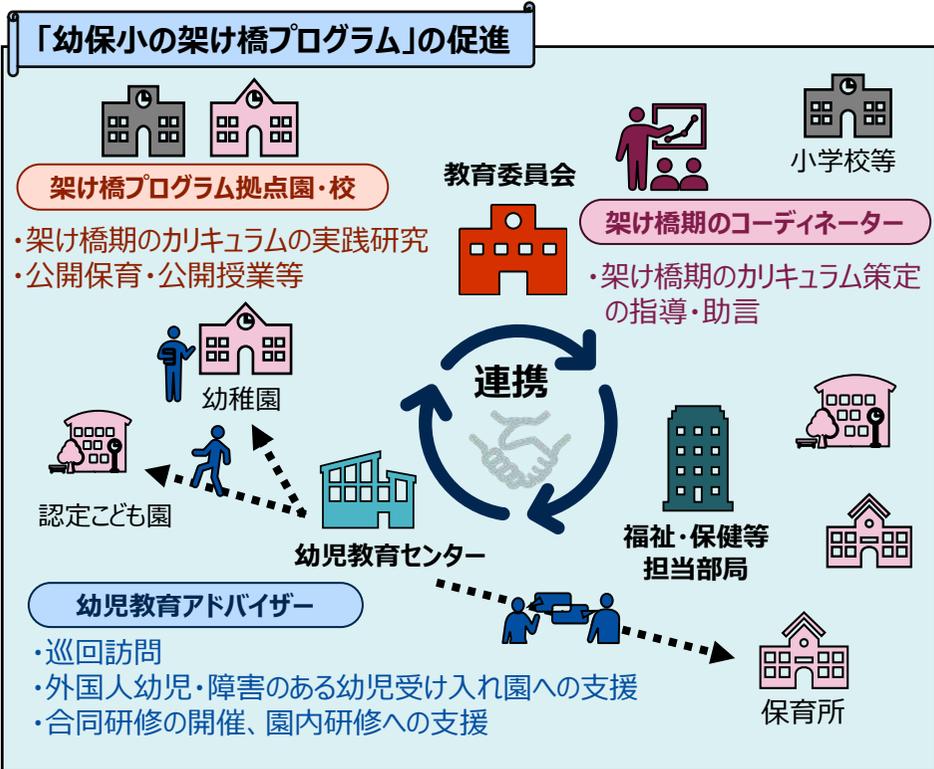
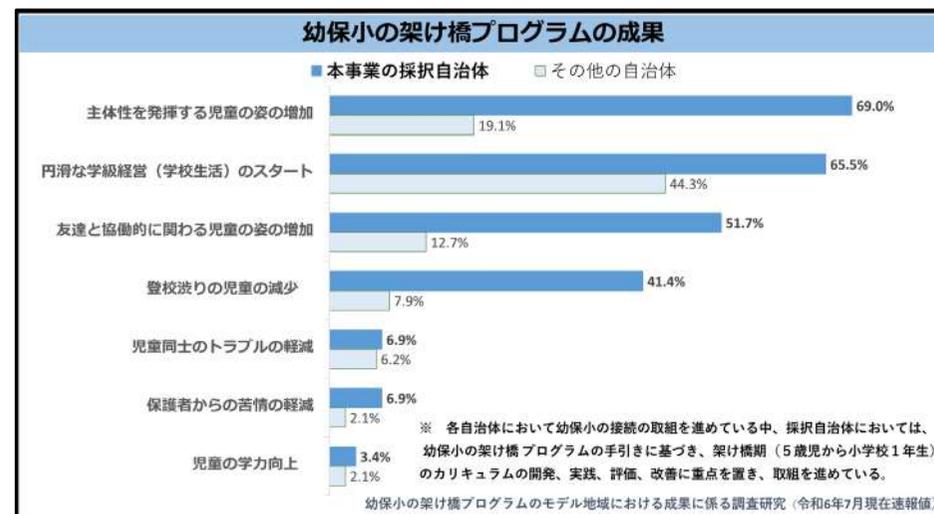
 域内の幼児教育施設・小学校と連携・協働しながら架け橋期のカリキュラムを策定

 幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーターの組織的な育成・派遣

実施主体 都道府県、市区町村

補助率 1/2 補助要件 ①幼保小の担当部局の連携体制確保  
②架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催

補助対象経費 幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の配置に必要な経費  
架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費  
実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費  
(人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等)



(担当：初等中等教育局幼児教育課)

## 1. 小学校との接続・連携に係る補助(小学校接続加算)

- ・子ども・子育て支援制度においては、子供の発達や学びの連続性を踏まえた小学校への円滑な接続を図るため、小学校との連携・接続に取り組む幼稚園・保育所・認定こども園に補助を行っているところ。(=小学校接続加算)
- ・架け橋期の教育の更なる充実を図るため、令和6年度から以下の取組等を行う施設への加算額を**317,130円**とした。

小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の**2年間**(2年以上を含む。)の**カリキュラムを編成・実施**していること。  
 (なお、小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合を含む。)

※ 幼児教育施設に対して卒園した幼児が入学する全ての小学校と連携することまで求めるものではありません。

## 2. 教育委員会の関わり

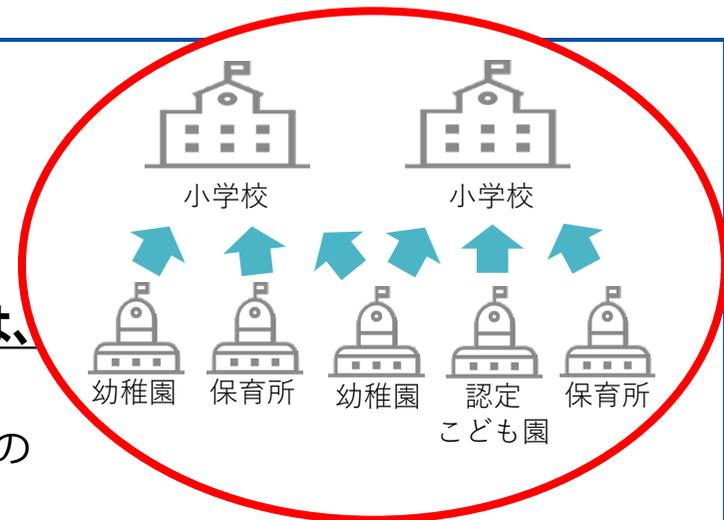
各幼児教育施設と小学校が、それぞれ複数の園や学校と個別に協議してカリキュラムを策定するとなると、過度な負担となることが懸念される。



**地域で一体となって幼児教育施設と小学校の接続を進めるためには、教育委員会が主導的な役割を発揮することが必要。**

(例)・小学校区を目安に幼児教育施設と小学校のグループをつくり、架け橋期のカリキュラムを策定するための協議の場を設定

- ・教育委員会が先導して、域内の幼児教育施設・小学校と協議しながらモデルカリキュラムを策定



**幼児教育において育まれた資質・能力は小学校以降の生活や学習の基盤となることから、更なる幼児教育と小学校教育との円滑な接続の促進を図ることが必要。**

# 幼保小の架け橋プログラム事業における各教育委員会の取組等

- ◆ 公立幼稚園と認定こども園・保育所、私立幼稚園の所管課が三つに分かれており、幼児教育センターの設置はなく、カリキュラムを開発するための会議等も実施していない。そこで、3課局で「プロジェクト会議」を立ち上げ、カリキュラムの方向性を示す滋賀県版「架け橋期のカリキュラム」枠を開発。（滋賀県）
- ◆ 小学校初任者研修では「園・所における保育体験」として、小学校の初任者を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園において保育体験を行うことで、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を理解するとともに、園・所における子供の見取りや支援の在り方等を体感し、自身の小学校における教育活動の充実につなげる。（広島県）
- ◆ 各市町の教育委員会と保育主管課の連携を図るために「市町保幼小連携担当者研修会」を開催し、全市町の教育委員会と保育主管課の担当者が参加し、各市町における架け橋期のカリキュラム作成・実践・検証・改善に関する取組を協働して考える場を設ける。（山口県）
- ◆ カリキュラム開発会議の委員として、モデル地域の公立・私立保育園、私立認定こども園の施設長、小学校の校長が入ることで、会議における議論を踏まえ、課題意識をもって園・校運営に取り組む。（高知県）
- ◆ 公立幼小に幼保小連携・接続主任の設置と民間の幼保を含む全市連携主任・窓口担当者一覧の作成・配付し、連携・接続主任研修会の実施する。（令和6年度実施予定）（京都府京都市）

※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体の報告書より

幼保小の架け橋プログラムにおける取組を契機として、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、私立幼稚園・保育所・認定こども園などへも積極的に関与することで、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の質的向上に向けた取組を一体的に推進していくことが重要である。

令和6年度 保育部会 第一次補正予算（案）

収入の部

（単位：円）

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	会 費 収 入	49,950,000		49,950,000	会員・公立保育所会費収入（府社協会費一部減額含む）
2	全保協補助金収入	406,000		406,000	全保協組織強化推進費（還元金）
3	近畿ブロック保育協議会補助金収入	200,000		200,000	近畿ブロック保育協議会からの補助金
4	参加費収入	15,200,000	2,000,000	17,200,000	各種研修会参加費、新年互礼会参加費等
5	資料・図書等頒布収入	350,000		350,000	スマイルサポーター看板販売代等
6	手数料収入	4,000,000		4,000,000	総合保障制度運営費、書籍幹旋手数料、スマサポ認定カード発行手数料他
7	負担金収入	5,050,000		5,050,000	よい子ネット使用料
8	受取利息収入	1,000	4,000	5,000	預金利息
9	雑 収 入	100,000		100,000	
10	保育災害救援活動積立金積立資産取崩収入	300,000		300,000	災害ボランティア活動にかかる費用として
11	前期末支払資金残高	7,960,000	229,007	8,189,007	前年度繰越金
	収入計	83,517,000	2,233,007	85,750,007	

支出の部

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	事務消耗品費支出	800,000		800,000	書籍購読料（遊育・保育界）、事務消耗品等諸経費、共通経費他
2	賃借料支出	9,000,000		9,000,000	各種委員会・会議・研修会会場借上費、付帯設備使用料、パソコンリース代
3	諸謝金支出	3,500,000		3,500,000	研修講師等への謝礼金、保育おおさか執筆料他
4	旅費交通費支出	1,000,000		1,000,000	全保協協議員出張旅費、近畿・全国大会等の研修会参加者旅費
5	研修研究費支出	200,000		200,000	全保協正副会長等会議出席経費、近畿・全国大会等の研修会参加経費他
6	印刷製本費支出	2,100,000		2,100,000	総会資料、保育関係資料集、スマサポ認定カードケース他
7	通信運搬費支出	1,900,000		1,900,000	各種連絡のための郵便代、宅配料他
8	会議費支出	2,300,000	3,000,000	5,300,000	正副部会長会議・常任委員会等の開催に要する経費、新年互礼会等
9	広報費支出	2,900,000		2,900,000	機関紙「保育おおさか」印刷代
10	業務委託費支出	350,000		350,000	貸倉庫代等、保育海外研修事務局渡航費用
11	保険料支出	30,000		30,000	災害ボランティア活動にかかる保険代
12	手数料支出	5,500,000		5,500,000	振込手数料、残高証明書発行手数料、zoom年間利用料、よい子ネット使用料
13	租税公課支出	10,000		10,000	収入印紙代
14	渉外費支出	650,000		650,000	総会記念品、慶弔見舞金、供花、電報代
15	諸会費支出	50,000		50,000	近畿ブロック負担金
16	分担金支出	4,300,000		4,300,000	施設部会分担金
17	助成金支出	2,400,000		2,400,000	ブロック活動強化費、スマイルサポーターフォローアップ研修ブロック助成費
18	負担金支出	34,560,000		34,560,000	全保協会費、府社協会費（一部減額）、専門職員人件費等
19	保育災害救援活動積立金積立資産支出	500,000		500,000	保育災害救援活動積立金
20	地域貢献事業積立金積立資産支出	500,000		500,000	地域貢献事業積立金
21	予 備 費	10,967,000	-766,993	10,200,007	
	支出計	83,517,000	2,233,007	85,750,007	

令和6年度 保育部会 保育海外研修事業 第一次補正予算（案）

収入の部

（単位：円）

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	保育海外研修預り金収入	15,000,000		15,000,000	会員施設からの積立金
2	受取利息収入	1,000	7,000	8,000	預金利息
3	前期末支払資金残高	49,380,000	3,198,262	52,578,262	前年度繰越金
	収入計	64,381,000	3,205,262	67,586,262	

支出の部

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	業務委託費支出	14,750,000	2,100,000	16,850,000	渡航費用その他事務費用
2	保育海外研修預り金返還金支出	1,000,000		1,000,000	積立施設への返還金
3	予備費	48,631,000	1,105,262	49,736,262	
	支出計	64,381,000	3,205,262	67,586,262	

令和6年度 保育部会 保育所制度充実のための拠出金 第一次補正予算（案）

収入の部

（単位：円）

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	負担金収入	3,805,000		3,805,000	各施設からの拠出金
2	受取利息収入	1,000	4,000	5,000	預金利息
3	前期末支払資金残高	23,310,000	1,021,783	24,331,783	前年度繰越金
	収入計	27,116,000	1,025,783	26,090,217	

支出の部

No.	科目	現予算額	補正額	補正後予算額	備考
1	負担金支出	1,183,000		1,183,000	全保協保育所問題対応協力金
2	分担金支出	2,400,000		2,400,000	専門職員雇入費用
3	予備費	23,533,000	1,025,783	24,558,783	
	支出計	27,116,000	1,025,783	26,090,217	

# 〈保育部会〉令和6年度

## 保育士等キャリアアップ研修 マネジメント（eラーニング）《開催要項》（案）

キャリアアップ対象研修  
「マネジメント」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
所定の研修修了者には、「マネジメント」分野の修了証を交付いたします。  
※詳細は、3ページをご覧ください。

### 趣旨・目的

昨今の保育をめぐる状況の変化に対応するかたちで、平成30年度から、「改正保育所保育指針」「改正幼保連携型認定こども園教育保育要領」が施行され、さまざまな見直しが図られたところです。とりわけ「職員の資質向上」については、職員の計画的な研修実施体制の構築等が求められています。

本研修では、次代を担う中堅レベルの職員に対し、マネジメント力の養成に取り組み、組織力の充実と育成・指導等の資質向上を図ります。

### 研修形式（eラーニング形式による研修受講、各所属先での演習実施）

本研修会は、eラーニング動画配信形式として、講義・演習を含む15時間の研修を、各園所等にて園監督下のもと複数名の受講者（2名以上）で実施する受講形式にて開催をさせていただきます。

本研修は、eラーニング形式による研修映像の視聴と、所属園等での演習の実施を組み合わせた受講形式で開催いたします。受講申込の所属園等より複数名（2名以上）の申込をいただき、所属園監督下のもとで、講義（12時間）、演習（3時間）の全15時間全てをeラーニング形式で受講可能となっております。

### 日程

・eラーニング研修映像の配信受講期間（講義11時間と演習4時間の配信期間）

令和6年12月9日（月）10時00分～令和7年1月31日（金）17時00分まで

・講義（11時間）と演習（4時間）を、上記の配信受講期間内に必ず受講してください。

・各園所等で演習を実施する際は、必ず受講者複数名（2名以上）で研修動画（演習部分）を視聴・実施ください。※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

### 受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、現にリーダー的役割を担う者としての経験があり、主任保育士のもとでミドルリーダーの役割を担う方※勤務予定の方も申込対象となります。

### 受講定員

300名

（受講決定等・対応事務により予め定員数を上記に設定しております）

### 受講料

保育部会会員：4,000円 会員でない方：8,000円 ※受講決定通知兼請求書をメールにてお送りさせていただきます。

### 申込方法

《申込期限：令和6年11月27日（水）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守させていただきます）。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限させていただきます場合がございます。会員でない方は、保育部会事務局までお問い合わせください。

### 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

## 研修カリキュラム

### 【eラーニング配信（講義部分11時間・演習4時間の全15時間）】

研修テーマ	研修内容
【マネジメントの理解】 ①保育所における保育とは	保育所における保育の視点から、「組織」とはなにか？「マネジメント」とは何か？「組織マネジメント」の基礎について理解する。
【マネジメントの理解】 ②保育所におけるマネジメントの課題	保育園・認定こども園等保育施設におけるマネジメントの現状と課題について深める。
【マネジメントの理解】 ③副主任に求められる役割	組織のなかで質の高いマネジメントを進めていくためには副主任に求められるスキルや視点が大切である。副主任の役割やスキルについて理解し、自己のイメージを高め理解を深める。
【リーダーシップ】 ④リーダーシップのあり方	「リーダーシップ」の意義や効果等について学び、人を育てる聴き方、話し方としてコーチングの理解を深める。
【リーダーシップ】 ⑤組織コミュニケーション	園内の職員（保育者）に対して、組織の中でどのようにリーダーシップを発揮していくべきか。ミドルリーダーとしての助言・指導の方法について学び、実践力と能力の向上を目指す。
【組織目標の設定】 ⑥保育理念と保育の計画の作成	組織マネジメントを実践するにあたっては、明確な目標とそれに向かう計画づくりが必要である。そこで、組織における保育理念を見つめなおし、課題や解決策を整理した保育計画の作成について学ぶ。
【組織目標の設定】 ⑦保育の質の評価	保育の目標と計画の方向性を決めたら、具体的な進捗管理が必要である。そこで、ミドルリーダーとして保育の質の評価を行うために必要な技術や視点などの具体的な方法について学ぶ。
【人材育成】 ⑧保育者としてのキャリアと成長、働きがい	組織マネジメントを円滑に行うためには、当該組織の職員の資質向上を図ることが重要であるため、保育者としてのキャリアと成長、働きがいについて自己の経験を整理し、これからのキャリア形成の理解を深める。
【人材育成】 ⑨園内研修の方法	職員の資質向上を図るにあたっては、施設内研修の企画・実施は必要不可欠である。組織マネジメントに関連する園内研修の考え方とその実践について学ぶ。
【働きやすい環境づくり】 ⑩実習指導の方法、若手保育者の育成	組織マネジメントにおけるリーダーシップとして、組織目標や人材育成の観点から、若手保育者の育成と実習指導の方法について学ぶ。
【働きやすい環境づくり】 ⑪働きやすい職場づくり	組織の運営には、労働環境もまた重要な要素である。そこで、職員の働きやすい職場づくりについて理解を深める。
【働きやすい環境づくり】 ⑫ICT活用と職場環境の改善	職場環境の改善、職員の健康管理やメンタルヘルス等について学び、適切な労働環境が生み出す持続可能性の高い組織の形成について理解する。（ICTの活用含む）
【演習（グループワーク）】 個人学習ワークシートから演習①	<b>【演習のねらい】</b> DVD 受講の座学から各研修テーマの理解と学びについて、受講時に作成したワークシートを用いて演習（グループワーク）を実施する。受講者間やグループ間で相互意見交換と発表を行い、各研修テーマの理解を図る。
【演習（グループワーク）】 個人学習ワークシートから演習②	
【演習（グループワーク）】 個人学習ワークシートから演習③	
【演習（グループワーク）】 個人学習ワークシートから演習④	

## 講師（講義・演習進行等）

- ・厚生労働省制作映像担当講師、大阪府社会福祉協議会保育部会

## 受講から認定までの流れ

- ① 申込 保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください（申込期限：令和6年11月27日（水）17時00分まで）。※会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。
- ↓
- ② 受講決定 受講決定者（所属園）に対し、受講決定通知書兼受講料請求書、研修講義・演習動画・資料等の掲載案内（動画サイト URL）、キャリアアップ研修名簿登録シート入力フォーム）をメールにて送付いたしますので、ご確認いただきお手続きください。  
※受講決定通知（研修講義・演習動画 URL の送付）までには、事務手続き上、お時間を少々いただきますことを予めご了承ください。
- ↓
- ③ 受講開始 研修講義・演習を動画サイト URL より、研修講義の視聴と演習の実施をお願いします。  
※研修受講では、講義動画と研修資料をもとに、個人学習ワークシートの作成をお願いします。個人学習ワークシートは、全 15 時間受講後に事務局まで原本を提出していただきますので、お手元に必ず 1 部コピーを保管しておいてください。（※未作成や提出不備等は修了を認めません）

## 保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

### (1) 概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「マネジメント」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「マネジメント」分野の修了証を交付します。

- ◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。
- ◇所定の「個人学習シート」および「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。
- ◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成 29 年 4 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発 0401 第 1 号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1 分野につき 15 時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

### (2) 「個人学習シート」および「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「個人学習シート」および「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

### (3) 修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後に全受講者からの受講レポート等必要書類の提出後おおむね 1 か月程度で所属園へ送付を予定しております。

### (4) 研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

- (1) 保育士登録番号（有資格者のみ） (2) 氏名・生年月日・住所 (3) 勤務先施設の名称・所在市町村名 (4) 修了した研修分野 (5) 修了証番号 (6) 修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

### ●研修に関するお問い合わせは…

#### 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内  
TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail : info@niji-tumi.net  
保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL : <https://www.niji-tumi.net/>

## 〈保育部会〉令和6年度

# 保育士等キャリアアップ研修 保健衛生・安全対策（集合研修）《開催要項》（案）

### キャリアアップ対象研修 「保健衛生・安全対策」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。  
所定の研修修了者には、「保健衛生・安全対策」分野の修了証を交付いたします。  
※詳細は、4ページをご覧ください。

## 趣旨・目的

本研修では、保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。また、安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。そして、他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付けることを到達目標とします。

## 日程（全2日間） ※詳細は、2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

1日目 令和6年12月16日（月） 9時50分～18時40分

（初日は9時45分からオリエンテーションを行います。）

2日目 令和6年12月18日（水） 9時50分～18時40分

## 受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、保健衛生・安全対策分野のリーダー的役割を担う方※勤務予定の方も申込対象となります。

## 受講定員

集合受講 60名

## 受講料

保育部会会員：15,000円 会員でない方：30,000円

※受講決定通知兼請求書をメールにてお送りさせていただきますので、「振込」にてお支払いください。

※受講料には、当日の資料代・事務消耗品代が含まれています（交通費・昼食代等は含まれておりませんので、各自ご負担ください）。

## 申込方法

《申込期限：令和6年11月27日（水）17：00まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、**申込みフォーム**にアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守させていただきます。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限させていただく場合がございます。会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。

## 実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

## 研修カリキュラム

【1日目】 令和6年12月16日(月) / 会場：大阪府教育会館(たかつガーデン) B2F アジサイ

9時30分～ 受付開始	
9時45分～ 受講ガイダンス	
9時50分～11時20分(90分) 「事故防止及び健康安全管理①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組</li> <li>・体調不良や傷害が発生した場合の対応</li> <li>・救急処置及び救急蘇生法の習得</li> <li>・災害への備えと危機管理</li> <li>・他職種との協働</li> </ul>
休憩(10分)	
11時30分～13時00分(90分) 「保育所における感染症対策ガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所における感染症対策ガイドラインの理解</li> <li>・保育所における感染症の対策と登園時の対応</li> </ul>
昼食休憩(50分)	
13時50分～15時20分(90分) 「保育所における感染症対策ガイドライン②」	
休憩(10分)	
15時30分～17時00分(90分) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解</li> <li>・安全な環境づくりと安全の確認方法</li> </ul>
休憩(10分)	
17時10分～18時40分(90分) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン②」	

【2日目】 令和6年12月18日(水) / 会場：大阪府教育会館(たかつガーデン) B2F アジサイ

9時30分～ 受付開始	
9時45分～ 受講ガイダンス	
9時50分～11時20分(90分) 「保健計画の作成と活用①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成</li> <li>・保健活動の記録と評価</li> <li>・個別的な配慮を必要とする子どもへの対応</li> </ul>
休憩(10分)	
11時30分～13時00分(90分) 「保健計画の作成と活用②」	
昼食休憩(50分)	
13時50分～15時20分(90分) 「保育の現場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解</li> <li>・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応</li> </ul>
休憩(10分)	
15時30分～17時00分(90分) 「保育の現場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン②」	
休憩(10分)	
17時10分～18時40分(90分) 「保育の現場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン③」	

関西学院 聖和短期大学 保育科 准教授 <sup>たちばな なおき</sup> 立花 直樹 氏

大阪府・兵庫県・三重県・石川県保育士等キャリアアップ研修講師

【講師略歴（抜粋）】

- ・高齢者施設や障がい児者施設、市町村社会福祉協議会や都道府県社会福祉協議会でたくさんの福祉現場の経験後、平成15年に大阪保健福祉専門学校の副学科長に就任。  
大阪薫英女子短期大学専任講師、関西福祉科学大学准教授を経て現在に至る。

【主な研究課題・書籍など】

- ・福祉専門職に関する諸課題（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、MSW 等）
- ・社会的交流（世代間交流、地域内交流、地域間交流）や福祉教育に関する研究
- ・福祉・防災活動に関する研究
- ・障害児保育・特別支援教育に関する研究等  
『保育士等キャリアアップ研修・指導者認定（マネジメント他）』取得、日本乳幼児教育・保育者養成学会『子育て支援を支えるソーシャル・キャピタル』『保育・幼児教育・子ども家庭福祉辞典』など著書実績多数。

大阪総合保育大学 児童保育学部 児童保育学科 准教授 <sup>まるめ まゆみ</sup> 丸目 満弓 氏

大阪府・兵庫県・三重県、尼崎市保育士等キャリアアップ研修講師

【講師略歴（抜粋）】

- ・同志社大学法学部法律学科、佛教大学社会福祉学科、MSW（医療ソーシャルワーカー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の現場の経験を経て、大阪大学大学院博士前期課程、大阪総合保育大学大学院博士後期課程を修了。「保育ソーシャルワーク」や「保護者支援・子育て支援」を専門とした研究を専攻し現職。

【主な研究課題・書籍など】

- ・現場から福祉の課題を考える～ソーシャル・キャピタルを活かした社会孤立への支援：ソーシャルワーク実践を通して～
- ・保育ソーシャルワークの思想と理論（保育ソーシャルワーク学研究叢書第1巻）など、研究・著書実績多数。

受講から認定までの流れ

① 申 込

保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、[申込みフォーム](#)にアクセスいただき、お申込みください（**申込期限：令和6年11月27日（水）17時00分まで**）。※会員でない方は、お手数ですが保育部会事務局までお問い合わせください。



② 受講決定

受講決定者（所属園）に対し、[受講決定通知書兼受講料請求書](#)、[キャリアアップ研修名簿登録シート入力フォーム](#)、[受講チケット](#)）をメールにて送付いたしますので、ご確認いただきお手続きください。

※受講決定通知までには、事務手続き上、お時間を少々いただきますことを予めご了承願います。



③ 受講開始

初回講義受講の際に、[「受講チケット」](#)を各自で印刷してご持参ください。  
以降、各受講日に「受講チケット」が必要となります。

## 保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

### (1) 概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「保健衛生・安全対策」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「保健衛生・安全対策」分野の修了証を交付します。

- ◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。
- ◇所定の「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。
- ◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1分野につき15時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

### (2) 「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

### (3) 修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後おおむね1か月程度で所属園へ送付を予定しております。

### (4) 研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

- (1) 保育士登録番号（有資格者のみ） (2) 氏名・生年月日・住所 (3) 勤務先施設の名称・所在市町村名
- (4) 修了した研修分野 (5) 修了証番号 (6) 修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

## 会場

### 大阪府教育会館（たかつガーデン）B2F アジサイ

〒543-0021

大阪市天王寺区東高津町7-11

【アクセス】



※お車でのお来場は一切ご遠慮

いただいております。

必ず公共交通機関をご利用ください。



① 近鉄線/大阪上本町駅(地上ホーム)より200m

② 近鉄線/大阪上本町駅(地下ホーム)(近鉄①番出口)より200m

③ OsakaMetro谷町線・千日前線/谷町九丁目駅(近鉄①番出口)より500m

③ 車の場合/  
阪神高速道頓堀出口より5分  
たかつガーデンの正面に  
提携駐車場有り

### ●研修に関するお問い合わせは…

#### 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail: info@niji-tumi.net

保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL: <https://www.niji-tumi.net/>

大社福施発第 515 号  
令和 6 年 11 月 5 日

保育部会会員施設長 様

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保 育 部 会 長 森 田 信 司  
( 公 印 略 )

## 令和 6 年度 園長研修会（保育園・認定こども園における地域貢献事業）の 開催について

本会の運営につきまして、日頃より格別のご協力をいただきありがとうございます。  
さて、本研修会は育児相談員事業の歴史や「地域貢献事業」の意義等について学んでいただき、各園でより積極的に事業に取り組んでいただくことを目的に施設長・園長を対象に開催させていただきます。

また、保育部会では、事業の周知等を目的に、地域貢献支援員（スマイルサポーター）が在籍する施設であることを示す看板の作成・販売を行っております。看板のご購入・掲示については、各施設の施設長が本研修会を受講することを条件としておりますので、購入ご希望の施設については必ずご参加ください。

なお、「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」が所属されていない施設や、すでに受講済みの施設にもご案内させていただいております。奮ってご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

以前から看板を掲示いただいております各施設で、園長が交代し引き続き掲示されておられる場合も、本研修を受講することを条件としておりますので、この機会に再度の受講をご検討ください。

### 記

1. 日 時 令和 6 年 12 月 16 日（月）午後 2 時～5 時
2. 会 場 大阪府社会福社会館 4 階 401 会議室  
※大阪 Metro 谷町線「谷町六丁目駅」より徒歩 5 分程度、または「谷町九丁目駅」より徒歩 8 分程度です。
3. 定 員 100 名程度
4. 参加対象 園長
5. 参加費 無料



保育部会会員施設長各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保育部会長 森田 信司  
(公印略)  
保育部会地域貢献事業推進委員会  
委員長 篠崎 直人  
(公印略)

《保育園・認定こども園における地域貢献事業》  
令和 6 年度 4 月～9 月における取組実績調査について（依頼）

本会の運営につきましては、日頃より格別のご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、保育部会が主催する「保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター事業）」について、各園での取組実績の蓄積や、事業推進における課題を明らかにすること等を目的に、令和 6 年度 4 月～9 月の取組実績調査を実施させていただきたく存じます。

つきましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、下記によりご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、地域貢献支援員（スマイルサポーター）の在籍がない園におかれましても、「Q2」以降はご回答いただける調査としておりますので、是非ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 調査内容 令和 6 年度 4 月～9 月における園での相談対応とスマイルサポーターとしての関わりについて  
※詳細は、別添「取組実績調査票」をご参照ください。
2. 回答方法 ① [回答フォーム](#) にアクセスしてご回答ください。  
② 回答フォームからのご提出が難しい場合は、「[にじいろつみきネット](#)」から調査票をダウンロードしてご記入のうえ、FAX でお送りください。  
**FAX : 06-6768-2426**
3. 提 出 恐れ入りますが、令和 6 年 12 月 25 日（金）までにご回答をいただきますようお願い申し上げます。
4. 事務局 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・施設福祉部（担当：澤・鮫島）  
TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426 Email : [info@niji-tumi.net](mailto:info@niji-tumi.net)







大社福施発第 号  
令和6年11月 日

保育士会会員施設各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
保 育 士 会 長 伊 藤 裕 子  
〈 公 印 省 略 〉

## 「令和6年度 保育士研修会（災害時の乳幼児支援）」開催について（案）

日頃より、本会の事業推進にご尽力を賜りまして、厚くお礼申しあげます。

この度、（一社）福祉防災コミュニティ協会 福祉防災上級コーチ 温井 恵美子 氏をお迎えし、令和6年度保育士研修会「災害時の乳幼児支援」を開催いたします。  
ご多忙中と存じますがお時間合わせていただき、多数の参加を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和6年11月27日（水） 13時～17時
2. 会 場 （調整中）
3. 講 師 （一社）福祉防災コミュニティ協会 福祉防災上級コーチ  
温井 恵美子 氏
4. 内 容 みんなで助かる！福祉×防災×コミュニティ化  
～福祉BCPフォローアップ図上訓練～
5. 対 象 会員施設（民間保育園、認定こども園）の職員
6. 定 員 各60名（定員になり次第締め切らせていただきます。）
7. 参加費 1,000円 （当日、各受付にて徴収いたします）
8. 申 込 大阪府社協ホームページまたは配信電子メールより、[申込みフォーム](#)にアクセス  
いただき、お申込みください。
9. 事務局 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部内 保育士会事務局（担当：中野・澤）  
〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内  
TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426 E-Mail: info@niji-tumi.net

※当日、可能であれば所属園のBCPをもってご参加いただけますと、研修がより具体的にお役に立つかと思っております。